

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和4年6月21日（火）午前 8時57分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	久保史睦君	委員	川窪幸治君
委員	阿多己清君	委員	前川原正人君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	藤田直仁君	議員	宮田竜二君
----	-------	----	-------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	小倉正実君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監	有村和浩君
保健福祉政策課長	川畑信司君	健康増進課長	小松弘明君
健康増進課主幹	福田智和君	保健福祉政策課主幹	森山勇樹君
保健福祉政策課政策Gサブリーダー	宮原健介君	溝辺副総合支所長兼市民生活課長	末満伸太郎君
溝辺総合支所市民生活課主査	重久俊則君		
教育部長	池田宏幸君	教育総務課長	西敬一朗君
学校教育課長	阿多石英樹君	学校給食課長	西溜和幸君
学校教育課課長補佐	久留理剛君	学校教育課指導主事	畠添岳大君
学校教育課指導主事	上唐湊武君	学校教育課管理事務G長	永松一郎君
学校給食課主幹	竹下裕一郎君	隼人学校給食センター主幹	平嶺秀子君
教育総務課教育政策G長	山内太君	隼人学校給食センターサブリーダー	下平熊健君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 霧島地域協議会 議長 片野坂重浩君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第41号：霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第49号：財産の取得について

議案第51号：和解することについて

陳情第2号：ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第3号：義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前 8時57分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日に本委員会に付託されました、議案3件及び陳情2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の

会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 8時58分」

「再開 午前 8時58分」

△ 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第3号、義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合の霧島地域協議会議長、片野坂重浩様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押しますとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（片野坂重浩君）

日頃、文教委員及び議員の方、日常の御活動ありがとうございます。霧島市の一市民として本当に感謝します。本日、陳情書2件をあげております。私のほうは、鹿児島県の教職員組合の霧島市の係をしている片野坂といいます。うそを言うわけにいきませんから、舞鶴中学校に勤務しております。よろしくお願ひします。一緒に、佐多という者もいるんですけど、私も今ちょっと、学年朝会を終わって来たところなんですけれど、彼のほうも小学校で働いてますので、私のほうが説明をするということになっております。よろしくお願ひします。大事な時間ですので有効に使いたいと思います。それでは、ゆたかなの学びの実現・教職員定数改善のほうの陳情の理由を簡潔にということだったので、資料を持ってきております。なかなかちょっと準備がうまくできずに、新しいことをちょっと報告することができないんですけど、現在、陳情の趣旨・理由にも書いてありますとおり、今年度から小学校の学級編制基準が段階的に35人に引下げられるということになりました。ただし、鹿児島の場合、1・2年生とか、県独自の少人数のことも取り組んでおりますし、全国的にそういう状況になっております。そういう中で、文科省のほうも、国の決まりとしてそれをやはりしようということになりました。そういう中で、いろんな理由がありますが、学校現場では貧困・いじめ・不登校等のいろんな課題が山積していますし、また今回のコロナ、少し落ちつきつつあるのかなと、私個人では思ってるんですけど、ただし、今度はまたウイズコロナという考え方もありますので、絶対やはりもう、ゼロということは難しいと思いますので、そういう中で今度はどういうふうな学校現場の教育をしていくかと。教育の中で取り組んでいくということも大きな課題になっております。一方、ゆたかな学びとか子供たちが充実した生活をするためには、私たち教職員も、そういう時間をしっかり子供に与えられるように、働き方もしっかり改善していかなければいけないと。また、今度は市民としての立場もありますので、そういう意味もあるということ

で、そういう意味で、加配の増員、少数職種の配置増とか、教職員の定数改善というのは、非常に、今までもずっと課題になっていて、霧島の議会のほうにも、毎年このような趣旨のお願いをしているところです。中身については、35人学級を段階的に推進するのは小学校でありますけど、まだ中学校のほうに、記述の1番です。中学校、そして高校にこのことがまだつながっておりません。その件が一つ。あと、働き方改革とか長時間労働是正というのがあったりします。今ちょうど、夏至ということで時間が遅くなっていますが、中学校ではやはり部活動があったりして、学校を出る時間が遅くなって、その間はやはり子供と関わりますので、事務的な仕事とかいろんなのは後になってしまったりとかということもあったりして、そういう長時間是正のことも必要だし、そういう意味でも、教職員の定数が増えるということは、改善をお願いしたいということ。あと、複式学級というのがあります。1人の担任で二学年を見ているということ。これは、一つの授業で二つの教科を一緒にやって、一方では子供にちょっと説明して、自習をさせながら、後ろを向いて、今度は他の学年の子に説明をしていくとか、それを交互にやっていくとかですね。時には一緒にすることもありますが、そういうことも、単式学級の生徒と同じようにやはりできるのが本当はいいと思うんですけど、それに少しでもやはり近づけるようにということの、今8人とかになっていますけれど。あと次4番目は、特別支援学級の在籍児童生徒の人数を交流学級、親学級とも言ったりしますが、私のところも3人います。その3人の生徒は、必要な授業は特別支援学級で勉強しているんです。ただし、特に学級活動とか、総合とか、例えば今2年生なので修学旅行に行ってきたんですけど、それに向けての準備はみんなと一緒に、やはり班を作ったりしないといけないから一緒にするんですよね。となった場合、今の法では、特別支援学級のカウントになっています。そしたら、仮にですけど、私、まだ40を超えてませんが、今40人学級ですけど、39人ですけど、その3人は出て行って36人になりますけれど、極端なこと言うと、40人で存続しますので、40人で、そして、学活のときは43人ということもあり得るんですよね。ですから、できることなら、ダブルカウントにはなってしまいうんですけど、こういうふうにして両方の在籍数でカウントすることによって、43人ということは絶対起こり得ないんですよね。そういうことも、細かいことになってしまいうんですけど、そういうようなこと。あと、各県、鹿児島もですし、また、東京都では区のほうで、いろいろ。ただしこれは教職員を採用すると、国の補助金は出ませんので自治体負担になるんですけど、そういうところでやっていますけれど、そういうこともやはり今までどおり弾力的運用をしてほしいという五つの項目でお願いしております。別紙を準備しました。最初、1のほうは35人学級についての昨年度の流れで、2025年で小学校が全部、上限35人になるということで、これが1940年以来の改定だということでは言われました。萩生田大臣がそのとき参議院の文教科科学委員会での発言ですけど、ここの中には、35人が第一歩だと。今後、中学校、高校とか、また更に30人とか、数を減らしていく方向もここには書いてありますが、そのようなことを、これは文科省のホームページから見つけてきたんですけど、そういう発言もしていて、今後、やはりこれがまだまだ進んでいってほしいというような思いも報告されております。そういう中で2ページですけど。2枚目です。他の国との比較ということで書いてあります。ただし、もうこれはほかのところもあるんじゃないかと言われればそうだと思いますので、一応。そしてアメリカとかはいろいろ州によって違いますし、一部のところが載ってます。全体的に見ると3枚目、横になりますけど、ただし、なかなかちょっと資料が。去年もだったんですけど、外国の資料で見つけ辛かったんですけど、2004年、1学級当たりの児童生徒数の国際比較です。日本、やはり多いということで、OECDの平均値をやはり上回っている状況だということです。でも、これが小学校でいうと、年々年々少しは変わってくるのではないかと思います。そういうようなことで資料を準備したところです。あと、先ほど話をしましたので、あともう一つ、去年のこの場でも話が出たんですが、少人数になったら、やはり学力保障とか、一人一人に目が行き届くということがありますので、細かい子供への学力向上ができるとか、個別の関わり方ができるとか、例えば、実は、コロナがはやっていた時期、学校の電話回線、舞鶴中、小さい学校も一緒だと思うんですが、2回線しかないんです

よ。そしたら子供の出欠の確認をしようにも、もうパンク状態なんですね。だから職員の携帯、私も自分のを使って保護者に連絡をして、出欠の確認をしている状況。そして、コロナの確認もだったんですけど、これはやはり日常的に。今日も朝、行ってきて、1人だけ欠席で、普通は家のほうから連絡がくるんですけど、こなくて、もしそれが「あれっ」となったときが。私も1回ありました。ちょっと大変なことになるかもしれなかったんですけど、ちゃんと子供の居場所もわかって、はっきりしたんですけど、そういうこともありますので、そういうような業務もやはり少ない人数は細かにしっかりできると。職員が多ければできるし、そういうなこともありますし、あと、不登校とかいじめとかそういうようなことについても、対応が細かくできると思います。どこのところにも、不登校の生徒はいるだろうと思うんですけど、私の学級にもいますので、その子のところに行ったりとかということも、小まめにできるのはやはり少人数のところだと思うし、またその中で学力補充とかをすることによって学校に連れてくるとかいうようなこともできるんですけど、なかなかそういうところがうまくできない。メリットがあるんですが、なかなかできないところがあります。一方、デメリットとしては、去年もこの中で話し合ったんですけど、やはり先生方を採用するとなったら費用が掛かります。あとのほうの陳情に出てきますけど、義務教育国庫負担制度、3分の1が国ですけど、鹿児島県等から、私たち一応県職ですので給料は。そういうところの負担が掛かるとか、あとは教室数が増えれば自然と備品も増えて、その分は今度は自治体のほうに、市のほうになると思いますけど。そういうところがちょっとデメリット的なところはあるんですが、ただこれは国の制度としてですので、国のほうでも何か検討してもらえるように、やはり取り組まないといけないとこだとは思うんですけど、そういうようなところで、まずはゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための陳情書をお願いして、これは意見書を国に出してほしいということの陳情になっております。よろしくをお願いします。

○委員長（平原志保君）

ありがとうございました。それでは、ただいま、陳情者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。まず、陳情第2号について、質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

前回もこの陳情のほうが出ていたと思うんですけども、このクラスの人数の件、今の説明にありました学校現場での、説明のところは貧困・いじめ・不登校というところがあるんですけども、現場でこの中というわけではないですけど、具体的に内容が何か示せるようなものが何かありますか。貧困だとかこういう状態だと。いじめだとかこういうものが多いとか、不登校の原因は大体こういうものが多いとか何かちょっとわかればちょっとお示してください。

○陳情者（片野坂重浩君）

あくまでもデータとかそんなのではなくて自分の経験での話になります。貧困については、やはり、例えば給食費、学級費とかそういうものの、本当、しっかり言うと未払いの生徒がいます。知っている生徒でもいますので、そこに対して、私も担任として、ちょっともう学校として文書を出したりはするんですけど、それでも未払いの状態です。次の学年に上がってしまうということで、前年度の未払いをそのまま持っている。最悪のときはもう本当、卒業までということになるけど、そういうときには管理職に相談して対応してもらってはいるんですけど、ただ、それで解決してるとは思われません。ひどいときは、修学旅行とかやはり子供たちの一番大切な、大切というか子供たちが楽しみにしている行事に不参加、これははっきりお金ということの確認は得ていないんですけど、もうそれしかあり得ないと言われる場合もあります。結局、今まで滞納がありますので、そういう場合もないとは言えません、本当。そういうような貧困の状況、そして生活のほうでも、福祉関係のほうにやはり相談しないといけないという事例がありますので、そういうところであると思います。いじめについては、実際、学校全体としてはいじめをしないような、そして差別をさせないような日常的にしていけないといけないんですけど、やはり人として私自身も、自分より、劣ってるという言葉はなんかよくないですけど、何かそういうのを見てほっとするか。でもそのこ

とをやはりいけないなど。やはり、人がみんなで暮らして人それぞれにすごい良さがあるわけですね。それをやはり有効に使える社会を作らないといけないけど、その小さな社会が学校ですので、そういう中でいじめにつながるような発言があったり、そういうことに対してですね。ですので、まさしく今日の話です。担当と話したわけじゃないですけど、今日の学年朝会で1人の職員が自分のおじいちゃんが目が見えなかったと。それを小さい頃、そのおじいちゃんの後ろをつえをついて一緒に畑に出たと。ある程度大きくなってからしなくなったけど。でも、今思えば、その間にいるうちの母親、おじいちゃんの子供はどんな思いだったんだろうかと。どんな思いで自分を見てたんだろうかと。今度、自分がその立場になって、みんなが親になってそういうときという話をしてくださったんですけど、やはりそういうような教育を、いろんな先生がいることで話ができると思いますので。そういうことで、具体的にはやはりさっき言った、成績のこととか体のこととか、いろんなことで、それを言葉に発したり態度に発したりするいじめ、失敗を笑ったりとか、そういうようなことがあります。もうないとは言えません、確かに。ですので、そういうのに対して私たちがどう取り組んでいくかということになると思います。そして日頃の姿からまた、と思います。不登校については、私、中学校ですので、ただ、舞鶴中も非常に多いです。また後で委員会の方も来られると思うんですけど。例えば、中学校の場合は小学校からの継続でいじめになっているところが非常に多いです。ただその中には、やはり、家庭に行ったら家庭のほうがかうまく回っていなかったりとか、片親の家庭だったりとか、若しくは、勉強はもう苦手のままになってしまったりとか、若しくはもう怠惰になってしまったり、怠惰になってるのはもう夜と昼が逆転してしまったりする子なんかもいたりします。そういうような不登校があります。ただ中には、親御さんと話をされて、それは本当にまれですけど、学校に行かなくてもしっかり勉強を自分たちですするという方もいらっしゃいます。そういう方は、大検とかそういうのを受けたりして、自分の道を歩いていく方もいますけど、もうそれは本当にまれです。あと、その負の連鎖というところで不登校になるという例も多いと思います。

○委員（久保史睦君）

いろんな御意見を教えていただきましてありがとうございます。ちょっと複数にわたってちょっと教えていただきたいことがあるんですけどもよろしいでしょうか。まず、今の川窪委員のちょっと関連になるんですけども、今、ここでうたわれてるゆたかな学び、それから学校の働き方改革の実現のための教職員定数改善というところが1番大きな大綱として、今回上げていただいているわけですけども、例えば、今おっしゃられましたその給食費の問題というのは、それが全て貧困世帯だというふうには僕は思っていないで、いろんな事情があって、例えば、公会計して、年間190時間、先生たちの負担が減るとかそういう部分もあったりとか、また、払えるのに払えない方も、何かしらの理由があってという部分があったりするのとかいろんな観点があると思います。今、全国的に教職員の先生方の不足の問題というのは、いろいろクローズアップをされている中で、いわゆるヤングケアラーの問題であったり、HSCの問題であったり、それから今おっしゃられました、SDGsの理念に基づくこの貧困の課題という部分、それから児童虐待という部分でも非常に大きな課題になってくると思うんですけども、この相対的な部分というのを含めて、私個人的な考えになるんですけど、そのゆたかな学びという部分とはちょっと切り離せない課題になってくるのかなというふうに思っております。今、この書面を見させていただきまして、教職員の定数改善という部分に関しましては、いわゆるそういった課題に向き合う専門職若しくは専門知識を持った職員の加配まで含まれているという理解をしてよろしいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

はい。正しくそのとおりだと思います。そういう意味で、最後のところにも、加配の削減は行わない、いろいろスクールカウンセラーとかそういうような制度もあったりとかして。そういうところをまた減らしてもらったら困るということで、今、議員のおっしゃったとおり、そういうところも含めて、教育の充実ということで考えていただいていると思います。

○委員（久保史睦君）

今、御回答いただきました部分について、ちょっとお伺いをしたいと思います。今、少数職種の配置増という中で、この中に専門知識や専門職を持った先生方が含まれているということで解釈していいということで、まず理解をしていいのかという部分と、5番目の、今おっしゃられました、この加配の削減は行わないことという部分に関しまして、霧島市ではこの加配の削減が行われたんですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

まずこの定数の中には、学級数に応じて何人という定数ですので、入りません。そのほかに、ちょっと私の思いつくもので、児童生徒支援加配とか、あと、私の初任地の非常に小さい学校だったんですけど、非常に小さい学校は複数教科を持っているので、そこの学校に1人定数を増やすとか、いろんな措置がなされております。そういうところで、教員の定数になっておりますので、厳密に言うと、議員さんの言われた定数のところで、この少数職種がみんな入るとは限りませんが、ただその少数職種の中には、教職員じゃないですけど、事務の職員も入ります。事務職員が声をかけてくれたりとか、掃除と一緒にやっていただいたりとか、本当はしないよと言ってもいいんですけど、そういう方もほとんどです。事務はちょっと本当グレーゾーンですけど、そのほかに、養教の先生とか、あと栄養教職員とか、そういうような先生方も少数の職員でいらっしゃいますので、そういうところを、例えば学校の規模が小さくなったときに、養教をカットするか、教頭先生をカットするかというのが、何か現場であるみたいです。ただ、これはもう人数が減ったときですから、どうしてもしないといけないんですけど、そういうところで、少数職種というのは、養教の先生等もいらっしゃいますので、ということです。もう一つの話が加配の削減ということで、行うということで考えていいと思います。そういう意味でも、失礼しました。霧島市は逆に、小中連携のかけはしサポーターというのを、市の独自のものを取り組まれていて、それは本当、ほかの地区にない良い制度だと思います。そして、有効に活用されてるところもあると思いますし、それが削減されるという話は聴いておりません。市としてはそういうのは全然聴いておりません。

○委員（久保史睦君）

今、加配の削減を行わないということ、今の御回答からすると、この5番というのは霧島市では特に該当しないということで認識をしたいと思います。認識しないといえますか、御意見としてはもちろん、私たちも理解しておりますけれども、霧島市では今は大丈夫ということでよろしいですね。それから少数職種という部分につきまして、恐らく、これは養護の先生であったり事務員の先生だったり又は栄養士の先生であったりという部分も含まれると思うんですけども、現状の配置体制、本市における配置体制で、こういったような問題とか課題があるんですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

私の知る限りではというか、もうこれは教職員の免許制度も廃止になりました。その中の一つの話で、なかなか先生たちが見つからないと。この廃止に伴って、1回もう失効された方、10年継続しないと失効だったんですけど、その方をまた復活できるということを聴いております。実はその裏には、まずこの定数が満たっていない状況が、今、霧島市でもあります。特に今までだったら、妊娠されたりして、これは前からわかっていることですけど、それで、産前休暇から休まれるんですけど、それに対して手続をされてきてほしいということで探したり、もしくは欠員になったり、体調不良で休職とかそういうところで休職したりとかいうところの欠員になったり、それが、今年最初はうまくいったと思うんですけど、年度初めは聴かなかったの。ただ、もう今、3か月たってる中で、やはりそういう方が何名か出てきている話を聴いておりますけど、ちょっとどの学校っていうのは、私も、もし違ったらいけませんので、公式な場ですので、後の教育委員会のほうに聴かれたらいいと思うんですけど、そういうのがまだちょっと補充ができてないというのが聴いています。うちの学校でも、ちょっと長欠で休まれてる方、また長期の欠席ですので、補充は来ません。でもその分を、私はちょっと担任をしてるので、周りの理科の職員が「もう先生はほか

の学年だから、取りあえず自習中心で」ということで。ただ自習中心でも、自習になったらおかしくなりますので、ちょっと理科ですので、もう具体的な話になりますが、ガスバーナーの使い方についての1時間授業をしたりとか、1年生はですね。そういうのを飛び込みでやってます。そういうふうになってやはり負担が増えているんですけど、結局、欠員が出ると、その分が周りの職員に負担になってくるということになります。

○委員（阿多己清君）

第5項の基準を下回るというところなんですけれども、今先ほど、御回答で霧島市にはこういうのはないよということなんです。ちょっと安心をしました。ただ、この文面を見る限り、国の基準を下回るのでも加配の削減を行わないというような意味合いにとれて、基準を下回ったら駄目じゃないかなという思いもするんですけど、ちょっと言い方は悪いですけども。そういうことではないんですかね。基準を下回ったら、まずいように感じるんですけど、この文言を見る限り、そう私はちょっと受けたんでしたけれども、ここをちょっとまた再度教えていただけませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

すいません、去年もこの話になりました。結局、数字が下回るという意味なんですよね。といっても、ちょっとまたはっきりは。本当にそういう意味ではなかったんですけど、ちょっと表現がやはり。といって、制度的には本当充実するので、充実するという表現、している地方の自治体のところのように、削減は行わないというような趣旨で書いた趣旨なんですけど、すいません。やはり、文章の表現で、去年もなって、全然改善されておりません。趣旨はそういう意味ですがよろしいでしょうか。

○委員（阿多己清君）

鹿児島県は独自で、1年生、2年生の30人学級を進めている中で、当然、国のほうが今度35人を目指すということをしているわけだから、結果的にもう今、霧島市は先どってやっているので、国の基準からすれば下回ってるという状況ということですかね。数的にはですね。だから、その部分については削減はしないでねという狙いでしょうか。

○陳情者（片野坂重浩君）

はい。そのとおりで、そういうところについては、ほかの加配を引き上げるよとか、そういうようなことを数調整ですね、そういうようなことをしてほしいということです。制度としては、全国同じようにしてほしいと。そして各自治体がやる分については充実したところも認めて、そのまま認めてほしいという意味です。

○委員長（平原志保君）

前回、これ同じ表現されてきて、一度戻しまして、継続になったので、この下回るという表現は、やはり誤解を受ける表現で、NHKのほうでも文化研究所というのがあるんですけども、そこでもやはりこの下回るという表現は、誤解を受けるというような表現になってるんです。だから、出すときにちょっと言葉をもう1回改めていただければよかったですけれども、ちょっとなかなかこの状況を御存じでない方は、かなりこれ勘違いする表現なのかなと思います。ということで、意味合いは、皆さん一応ここにいらっしゃる方は通じたということですのでよろしいですか。取りあえずは。

○副委員長（山口仁美君）

3番目の項の複式学級の基準を見直しというところがありまして、ここ、前回のときにも話題になったかと思うんですけども、この複式学級の基準の見直しというのが具体的に何を指すのか、複式学級の解消を指すのかどうか。確認をさせていただきます。

○陳情者（片野坂重浩君）

複式についてはですね、資料の1ページの小学校のところを見てください。2段目です。二の学年の児童で編制する学級と、結局、学年が違う生徒が、二つの学年の児童で編制する学級、複式ということなんです。16人とかなってますけど、結局、二つの学年で編制するときは16人、この16の

こういう数を、できることなら、本当、理想としては1人でもしてほしいんですが、急にはできないと思いますので、この16の数を少なくしてほしいと。小さい数でも成立できるようにしてほしいということなんですが、16人を超えた場合は、結局、17人の場合は2学級になるわけですね。そういう単式学級を作ってほしいと。理想をいうと本当1人でも単式を作ってほしいんですけど、それは急には無理ですので、ただそういうところで、先ほど言ったデメリットの点、教室数とか備品数とかそういうのがやはり伴ってきますのでということになります。

○副委員長（山口仁美君）

もう一点、ちょっとたられればの話になってしまうんですけども、今、定数が足りない、定数に対して先生方が足りないという状況が非常に深刻な段階で、この複式学級を単式のような形にしていくと、更に先生の数が要るなあとということで、若干こう矛盾を感じる部分があるんですけども、その辺はどのようにお考えになりますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

はい。おっしゃるとおりです。もう、それを、例えば明日から急にぱっとしようと思ったら、本当に大変なことが起きますので、これはやはり何か、大学の制度とかそういうところから、また、若しくはその教職に対するいろんなアピール、募集のアピールとか、そういうようなところを政策としてやってほしいということも伴ってくると思います。山口委員の言われたとおり、本当、それをぱっとすると本当矛盾はしております。事実です。

○委員（前川原正人君）

二、三、お聴きをしておきたいと思うんですが、まず、大体趣旨は理解ができたと思います。その中でも、例えば教職員の働き方改革の部分で見たときに、給特法があるわけですね。4%分を上乗せをしますよと。考え方によっては、残業手当になりうる給特法の4%分なんですけれど、逆に言うと、それ以上の働き方をしているというのが現状だと思うんです。だから、そういうのを見たときに、例えば貴団体の霧島地域協議会の中で、今の実態がどのような状況なのか、話は聴きます。学校の先生って、例えば部活は横に置いていても、ほかの授業の準備だったりとか、そして授業だったりとか、いろんな、様々な先ほどおっしゃられた、子供への訪問指導だったりとか様々あるので、それなんかも、業務は多忙化していく中で、なかなかこの定時に帰れないという現状があると思うんですけど、そういう、この今の現状というのは、この地区協議会の中での実態というのはどのような状況なのかお示しをいただければと思います。

○陳情者（片野坂重浩君）

今、鹿児島県のほうは、出退勤調査というのをやっております。学校に来たとき、何時何分に来たか、そして何時何分に帰ったかということで、それで学校にいる時間を毎月記録して、それを管理職に上げるということになっております。ただ、私もちょっと、1週間、もう忙しくて忘れてしまったとかで、思い出してやったりはするんですけど、ただそれでまた時間的なのは分かるんですけど、ただこれは学校に来た時間と帰った時間で、土曜・日曜、部活ではなかったら、まず、書いてはないと思いますけど。持ち帰り仕事については、例えば、うちの娘も志布志のほうで小学校の教員をうれしいことにやってくれています。ただし、実家に帰ってきたときプリントを調べてます。小学校の先生はやはり結構調べてます。中学校の場合は、テストの時期、実はあしたからテストなんですけど、例えば音楽とか芸術関係の先生は、全クラス作らないといけないとか、やはり数が多いんですね。私は1学年でいいんですけど、あと、あと端的に言うと、昼休みを見てもらったら1番いいと思います。昼休みが普通の企業のような昼休みになってるかどうか。何らかやはり子供が来て、教えてる先生もいたり、中には、自分の準備をされたりとか、ノートを調べたりとかということをしてますけど、昼休み、本当その時間を休憩室というのを確保しようということで、私たちの団体も作ってもらってはいます。昼の部屋とか、あと男女別々に。そこで、例えば休まれてる先生、昔だったらそこで囲碁をしたりとか将棋をしたりとか何かあったんですけど、もう今は全くないです、そんなのは。その部屋は物置、物置とかいろいろな荷物、私物を置いた

りとか、そういうところになっていますので、ただ唯一できるとしたら、個人で銀行に行ったりとか、私的にですね、その部分は昼休みに学校を離れますので、ちゃんと教頭に〇〇銀行に行きますとか言って行きますけど、ただ場合によってはそれも公的な理科の備品を買いに出でいったりとかということもあるけど、そこはちゃんと区別をしないといけないですから、ただもう勤務時間内にその私的なことは絶対できませんけど、昼休みにやはりそういう働き方を見てもらったら、もう1番端的だと思います。ただそれにつけて、給特法のこと、いい制度を先輩方がずっとやってきたところでできた制度ですので、それについてどう考えるかというのも、制度をなくしていったらどうかという話も出てきていますし、いろんな話が出てはいますけど、現場の今の姿、本当昼休みを見ればもう端的だと思います。小学校の先生と一緒に遊ばれてる先生もいたりするけど、もうそれ以上に、パソコンができてパソコンとにらめっこ、事務処理に追われてるといっている人が多いと思います。

○委員（前川原正人君）

私が言いたかったのは、要は4%以上働いていますよねということを確認したかったわけです。それは現実が物語っているということで理解をしたいと思います。それともう一点は、いわゆる特別支援学級の場合、先ほどおっしゃられた親学級とはまた別の話になっていて、先ほどの例で言われると、例えば一般的に40人だと、普通学級に41人いれば、二つに分かれるわけですね。ところが、その特別支援学級の場合を見たときには、その人たちはもう数に入らないという見方をするわけですね。現実には、先ほどおっしゃられるように、42人だったり43人だったり、それがもう満杯状態でぎゅうぎゅう詰めになっていくということになる。そういう現状があると思います。そういう中で、例えば、同じ特別支援学級と言っても、情緒の不安定な子だったり、様々障害を持ってるわけですね。年々、今、医療が進み出来て、ある一定程度、子供に合わせた教育を基礎的な学力をということで、文科省もこの霧島市教委をはじめ、県教委も頑張っているとは思いますが、実際、教室を見たときに、今の現状で本当にいいのかなという気がしております。例えば、情緒不安定の子というのは、6人なら6人いれば、それを狭い部屋にぽんと置いてしまうと、全然余裕がないんですね、パニック状態になってしまったりとか、そういうのもいろんな個別具体的にはありますけれど、そういう現状を見たときに、この地区協議会の中での現状というのはどのような状況なのかお示しただけければと思うんですけど。特徴的なやつでいいです。

○陳情者（片野坂重浩君）

私たちの中にもいろいろ分かれていて、特別支援の担当の先生たちのグループがあったりして、そのほうがもっと詳しいことが言えるかもしれないんですけど、現状として、例えば1年前の本校が教室がちょっと足りないとなって、開校もう20年なるんですけど、大きな給食室の横にランチルームというのがあるんです。そこに2学級ずつ、余裕があったときは入れて、会食をしてたんですけど、もう今はちょっとコロナの関係でしてないんですけど、そこに、支援学級を充てようかなと全部持ってこようかなと、幾つか。そこを間切りしてしようかなという話があったけど、今、議員さんに言われたとおり、単なる間切りでは、もう隣の声が聴こえるし、もう全然そんなのでは駄目ですよということで、それを委員会のほうに伝えたら、委員会のほうももちろんだということでまた検討してくださいましたけど、そういうようなところがやはりあります。そういうパニックの状態になったりするとやはりクールダウンする場所が必要だと。落ちつかせるためにちょっと別のところで1人置いて、一緒に担任もいて、本を見ながらとかですね。そういう場所も必要だということなので、言われたとおり、支援学級の子供たちの生活の様子、いろんな状況がありますので、そういうところに対応できるようなことが本当多々あると思いますし、また、今言われたとおり、情緒関係とか肢体が不自由とか、もしくは、呼吸がちょっと障害を持ってるとかですね、そういうとき、委員会のほうも、そういうことを伝えたら、支援員という制度があるんですけど、その支援員の方を特別につけてくださったりとかして助かっておりました。もうその子は卒業しましたので。

○委員（竹下智行君）

学級の人数を減らしたほうがいいということは先ほどから出てるんですけども、先生方はそう感じているということですね。あと保護者の方とかあとPTAとか、そちらのほうからの要望とか要望書とか、そういうのが出ているのか、あと実際、子供さんたちは、人数がちよっと多い中で、どのように感じているのかなあと、やはり少なくなったほうがいいと思っているのかなどうなのかなと。そこの子供さんたちの思いというのを、先生がもしわかればお聴かせ願えればと思います。

○陳情者（片野坂重浩君）

全国のPTA連合会とか、そういう規模になってくると、やはりその政治的なこともいろいろ取り組まれておりますので、このようなことには賛同しております。事実。知事会とかそういうところも賛同しております。ただその裏にやはり、財政が絶対ついてきますので、すぐゴーというわけにはいかないということではあります。あと、子供の様子はちよっとやはり難しいですよ。そのときそのときに応じて、余り少なくなってしまうと、今度は団体スポーツ、例えばサッカーとか、サッカーでも2クラスあったら22人、ただいま男女一緒にやったりとかしますので、いろいろそういった工夫はできるとは思うんですけど、そういうところの団体的なもので、生活が難しくなるということにはなりますけど、ただ、40人よりはやはり、35人よりもまだ減らすのは可能というかプラスにはなるとは思いますけど、ただ子供たちの言葉がちよっと、いろいろ状況によってあると思います。

○委員（川窪幸治君）

二つぐらい聴きたいんですけども、今先ほど、私は回答をいただいたんですけど、私も柔道の指導をして、たかだか10人程度しかいないんですけど、確かにあります。その中で、こういういじめであったりとか、貧困の子もいらっしやいました。そういうのがあるので、その辺のところはまた、あれなんですけれども、この中の3番目に、複式学級の基準の見直しということで書いてあるんですけども、この、何か見直して聴くと、非常に、もう複式はもうやめてほしいというような、単式ということが書いてあるので、そうなんですけど、それに対してちよっと。霧島市もそうなんですけど、特認制度というものがあって、中山間においても、たくさん複式でやってらっしやるところもあるんですけど、その辺のところ、何か今まで不具合があったりとか、何かそういうのがあってこういう質問というか、陳情になってるのかというのがありまして、確認をさせていただきたいと思います。

○陳情者（片野坂重浩君）

やはり、この要求・意見書を出すときに、これも加えてほしいとか、こういうのもあるよねということの声で上がってますので、今言われたとおり、上がったんですけど、このやはり見直しというと、完全に制度をゼロにしろとか、そういうのはちよっと表現が悪いと思いますので受けるのであればと思います。

○委員（川窪幸治君）

さっきの何か竹下委員もだったんですけども、特別支援学級の在籍のカウントというところなんですけど、やはり交流学級でもカウントすれば、どうしてもこうダブってきたりとか、そういうことも考えられるのではないかと思うんですけど、まずその、教室や教職員の配置に影響がこれが出てくるものなのかどうか、その辺をちよっとお伺いしたいです。

○陳情者（片野坂重浩君）

この中身は、交流学級のほうにやはり数が入れば、そのとき人数が、今だったら40人を超えてますので、そういうときは2学級にするということもしないといけなくなりますので、そういう意味が入っております。

○委員（久保史睦君）

すいません。もう1点ちよっと確認させてください。先ほど給特法の話が出ましたけれども、これ4%、月にして8時間ぐらいでしょうかね、ちよっとはつきり覚えてないんですけど、これ働

方改革においてすごく重要な部分じゃないかなというふうに僕は思っまして、そういった部分も踏まえて、子供に向き合う時間を確保する。それからそのゆたかな学びの実現をするという部分に関しては、業務改善アクションプラン等で、よくここまでは先生たちの仕事です。これは学校以外の仕事ですと、そういう部分が明確に分かれている項目がいろいろあったと思うんですけども、それで結局時間をすごく費やされてる事務作業であったりとかですね。部分であったり思うんですけども、そういったものを、例えば、働き方改革と向き合う時間を確保するために、優先的に、法の下で位置付けをしていただきたいとか、そういう部分の項目というのは、この陳情書を見る限りではちょっと載ってないように思うんですけども、そこら辺は位置付け等、法的にもしっかりと求めていくことはすごく大事なことだと思っっておりまして、それが載っていないのは、なぜなのかというのはちょっとわからなくてですね、その部分をちょっと教えていただきたいと思っます。

○陳情者（片野坂重浩君）

一応この取組、日本全国の自治体に可能な限り行っっています。ただし、それぞれの項目については、各市町村の状況に応じて減らしたり、また変えたりとか、別件の陳情第3号のほうに堅持になってますけど、2分の1に戻してほしいというのを、採択をお願いしてるところもあります。それぞれやっっているところで、今、議員の言われた、その点については、その部分については全然もう網羅されておられませんので、ここは確かにそのとおりではありますけど、ただそこはまたそこで必要であればということになりますけど、入っっておりません、そこは。全然この中には入っっていないということ。すいません。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは陳情第3号のほうに移ります。陳情第3号のほうで、質問のほうはないでしょうか。何か説明ありますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

資料の後ろのほうに2枚、これはもう本当、参考資料ということで、議員の方にはもう失礼なんですけど、私自身も確認する意味で、義務教育費国庫負担制度についての文科省の資料です。1枚ものの。そして、2枚目がこれも文科省のほうから、推移・沿革ということで、どういうふうになったかということで、今、話をした2分の1が3分の1になったのは平成18年。このときに、2分の1が3分の1に変更されたりとか、この間、いろんな事務の職員のものも廃止になったりとか、いろんな旅費が一般財源化とか、いろいろ制度がここに書いてありましたので、一応資料として添えました。

○委員（前川原正人君）

この陳情2号と重なる部分も結構あると思うんですけど、この文面の中で、最近からいわゆるそのICT教育が進められてきて、これも一つの、いい意味でいうと、使う使わないは別として、教職員の働き方改革を少しでも前に進めましょと。負担軽減やりましょとということで、その辺が一つの大きな目的だったと思うんですけど、実際、今度、ICTが始まりながら、それでコロナ禍の中で、学校に登校しなくても、家庭の中でネットを利用してオンライン授業とか、実際やられてきた経緯があるわけですけども、そういう状況の中を見たときに、生徒たちの授業の受け止めだったりとか、それは結論としては、成績という形でしか見えないわけですけど、現場の状況というのはどのような状況なんですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

私ももう教職、今年度で一応定年になるので、そういうところからいうと、子供たちのICTパソコン等の学ぶ力というのが本当すごくあります。小さなことも本当ありますので、そういうところは本当すばらしいものだし、それをまた今度はうまく使わないといけないと。どうしてもやは

り、毎年情報モラルについての学習会をしたりとかしてはありますが、やはり子供たちに自由にさせたら、中学生は特にゲームをしたりとかするんです。あとはまた、写真をアップしたりとか、そういうようなところがあって、非常に難しいところがありますけど、ただし、本当に議員のおっしゃるとおり、今の社会を過ごすためには、パソコン等について、タブレットとかいろいろなことについて、やはり使えるということは大事なことです。それを教育ですということのは非常に大事です。先ほどの話で貧困のところでも、やはり公教育ですという意味はあると思います。ただその裏に隠れてるところ、この前の、それこそメディアセンターの方も言ったけど、やはり先ほど言われたとおりです。ただし、その使う側がしっかりそういうことを知っていたり、写真を出すにしても、瞳の画でもすぐ場所がわかったりするとか、いろいろなこともおっしゃられて、そういうようなことをしっかり説明されましたし、私たちもその都度その都度、さっきのいじめではないですけど、やっていく必要があると思いますので、そういうところの子供たちの変化は絶対出ていると思います。

○副委員長（山口仁美君）

委員長交代します。

○委員長（平原志保君）

先ほど堅持の部分を、また2分の1に戻してという地域もあるというふうに伺ったんですけれども、今回はこの堅持を図るでよろしいのでしょうか。確認です。

○陳情者（片野坂重浩君）

昨年もいろいろ議論していただいていますので、もうまずは堅持をとということで、私も、そういう意味で、意見書、陳情もつくりました。

○副委員長（山口仁美君）

委員長交代します。

○委員長（平原志保君）

ほかないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、ほかにないようなので、以上で、陳情2件についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時52分」

「再開 午前 9時54分」

△ 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

では、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第3号、義務教育費国庫負担率の堅持を図るための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

教育委員会です。よろしくお願いたします。陳情第2号についての見解を説明します。1点目については、県費負担教職員の定数は、国の教職員定数の標準を基に算出され、県により配置がなされています。児童生徒にきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、教職員定数改善は、国の施策として必要であると考えています。現在、中学

校は40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うためには、教職員定数改善は重要であると考えます。2点目については、学校の働き方改革を推進するため教員業務支援員や小学校における教科担任制の導入など進めているところではありますが、更なる拡充は必要であると考えます。3点目については、複式学級では、複数の学年を一人の担任が指導を行うため、直接指導・間接指導の時間を設けたり、ガイド学習を行ったりと授業における工夫が見られます。複式学級の基準の見直しは、少人数のよさを生かした教育活動にどのように影響するか見極める必要があると考えます。4点目については、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数に加えることは、正確な在籍数の把握や教職員定数に基づく配置を難しくするものと考えます。5点目については、鹿児島県では「かごしまっ子」すくすくプランとして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級を実施しています。きめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、「かごしまっ子」すくすくプランは有効であると考えます。今後、豊かな学びの実現のため、教職員の定数改善等に向けた地方交付税制度によらない財源確保がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。次に、陳情第3号についての見解を説明します。令和3年3月31日に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が可決され、小学校の2年生以上の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人引き下げることが決定しました。現在、小学4年生以上の学年では、40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、学級規模等に応じて指導方法工夫改善加配や小学校専科指導加配、児童生徒支援加配が配置されているところです。さて、義務教育費の国庫負担割合は、三位一体改革の一環として2分の1から3分の1に引き下げられました。県費負担教職員の人件費は、鹿児島県の所掌事務であり、本市単独で教員の増加措置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えています。今後も、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方交付税制度によらない財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。それでは、陳情第2号について質疑はありませんか。

○委員（久保史睦君）

最初にちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思います。まず陳情第2号になります。この、一つの大綱としまして教職員の定数改善という部分が大きな項目になっております。その分でちょっと数的な部分についてちょっとお聴きしたいと思います。項目にして3項目目と4項目目、陳情書のこの部分についてなんですけれども、現状、霧島市において、まず、3番目の点、単式学級とした場合、本市ではどれぐらいの学級増加になるのか。同じく4点目、交流学級の在籍数とした場合、どの程度の学級増になるのか。学級増の、もし数がわかれば数を教えていただいて、教職員の配置という部分について、どのような考え方を持ってらっしゃるのか教えてください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

まず複式を単式にした場合の教職員の増加ということになってまいります。これが小学校のほうで、プラス39名必要になるという形になります。中学校については、関係ないという形になります。それから、特別支援学級とのダブルカウントの部分でございますが、このダブルカウントいたしますと、小学校のほうでプラス16人、更に必要という形になってまいります。担任の数です。

○委員（久保史睦君）

ごめんなさい。ちょっと今の部分、確認だけしておきます。ちょっとごちゃごちゃになってしまったので申し訳ありません。今の部分で小学校で39名、中学校はゼロで、4項目目の部分が小学校がプラス16名。それで、この名というのが、1学級に担任を1名配置した場合ということなのです。

で、この39名と16名というのは、学級数と一緒にですよという答弁で理解してよろしいということですよ。

○委員（川窪幸治君）

今、久保委員のほうが言われたんですけど、この3番目の複式学級のところで、ちょっと確認なんですけれども、今現在行われていることで、何か不具合があったりとか、何か困っていることがあるのかお示してください。続きまして、この複式学級というところで、その中山間地域はほとんどがされてるのではないかなと私のほうは思っているところなんですけど、その中で、やはり保護者だったり、1番は子供だと思ってしまうんですけど、これを見直しということになってくると、またやめるというようなことではないんでしょうけれども、そのときに、子供たちだったり保護者だったり、その教育委員会のほうで、これの見直しをする理由付けは何かあるのかどうか、また今、実際困っていることがあるのか、そこをちょっとお示してください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

複式学級のを単式学級にした場合ですけど、まず一つは複式学級によってある程度、学級の人数が維持されてる部分が逆にあると思うんです。それを単式にすることによって、例えば1人学級ができてしまったりとかいう可能性があるということですね。そうなると、自分は学級に1人しかいないというようなさみしさとか子供たちの所属感とかそういったところが非常に気になるなという気がします。それから、課題的な部分で、やはりその教えるという指導法が、複式を教えるという特別な技術が必要な部分だと思います。なかなか、さっと来て、すぐにできるということではないので、先輩からいろいろ教えていただいたりとか、研修会で学んできて複式授業の仕方というのを学ぶということがあると思います。で、もちろん子供たちに対する指導、いろいろガイド学習とか、子供たち自身も先を見て自分の授業を進めていかなくちゃいけない。先生がいないときにも、ちゃんと授業を進めなくちゃいけませんので、そういった、子供たちといろいろ考える部分もあるのかなという気がします。そういった課題もあると思いますけど、やはり一番大きな部分では、非常にバランス的な部分で崩れてしまうということが非常に気になるのかなという気はします。

○委員（前川原正人君）

二、三、お聴きをしておきたいと思います。陳情第2号の関係ですけど、例えば給特法の4%があると思うんですけども、先ほど陳情者の方からも話を聴いて、現実を見たときに、昼休み時間がほとんどない。普通の会社とは違う形態でもあるんですけども、その現状を見たときに、出勤簿がありますよね。パソコンで。いわゆる何時に出勤をして、そして何時に退庁したということであるわけですけども、それも入力をしないとわからないという部分もあるんですけども、教育委員会のほうに報告上がっている、いわゆる残業時間等は、今、どのような状況になっているのかお示しいただけますか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和3年度の分について申し上げます。令和3年度ですけども、いわゆる45時間以上、月の超過勤務ですけども、時間外在校等時間である超過した勤務時間が多かったものですけども、それについては、小学校のほうで147人で全職員の24%という割合になります。中学校につきましては114人、37%。そして小中合わせまして、261人の28%ということで、これは年間を通しての数字になりますので、月によって非常に動きが出てきます。年度当初は非常に忙しいという部分がありますので、人数がもう少し割合的には増えると思います。逆に7月、8月、夏季休業中に入ると、その割合が下がるという状況もありますけど、実態としてはそういった実態になっているというところがございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、現実を見たときに、先ほどの陳情者のお話でもあったんですけど、例えば家に帰って、いわゆる持ち帰り仕事ですね。本来業務というのは、その職場の中で時間内に完結をしていくというのが理想なんでしょうけれど、実際そういうような、教育委員会としての、現場に対する

指導というのをおかしいですけど、そういうような、何か方策とか、それはもう学校長が判断すべきものと言えどもそこで終わりになっていくんですけど、実際、所掌している所管しているのは、市教委が把握をして、そしてその改善に努めていくというのが、そこだけでは完結しないですけど、教育委員会としての方向性というのは、ちゃんと指し示すべきだと私は思うんですけど、それについてはどうなんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

持ち帰り仕事、その言葉が適当なのかどうかわかりませんが、持ち帰ってする仕事については、原則的には教育委員会として、そういった仕事はないと言ったらおかしいですけども、そこについては、職場内で仕事は完結するというのが原則という形で考えておりますので、そういったところについては、今、実際勤務時間もそこについては把握をしておりますので、家に帰っての勤務時間までは把握してない状況を見ると、そこについては、一応カウントしていないという形で、委員会としてはそういった指針ではあります。ただ、実際、私も現場におきまして、子供たちのことが頭からずっと外れずに、夜、家に帰ったらもう子供たちのことは忘れて、学校のことは忘れて、何も仕事に関係ない生活ができるかといったらなかなかそうはいかない。先生方全て一緒だと思います。持ち帰っているいろんなことを悩んだりとか、子供のことを考えたりとかのこと等もあるんだと思います。そういった部分は少なからずあると思うんですけども、今の委員会のスタンスとしては先ほど申し上げましたように、持ち帰り仕事などについてはカウントしていないというところが実態でございます。

○委員（前川原正人君）

それはもう、その枠内でしかできないというのはもう当然のことだと思います。もう一つはですね、特別支援学級の関係ですけど、例えば特別支援学級といっても画一的に一つでまとめることができないわけですね。現状を見たときに、肢体不自由だったりとか、情緒不安定だったりとか、そこにたくさん人が入って、子供が集められてしまうと、やはりクールダウンが出来ない。そういうのも実際あると思うんですけども、実態に合った、学級数だったり、その場所の確保だったり、施設の充実だったり、様々、最終的には財源が必要になってくるわけですね。ですから、そのことで見たときに、一応それなりの努力はされているとは私も思ってますけれど、要は今の現状を見たときに、小さい部屋にたくさん入れて、クールダウンができるようなそういうふうになっているのだろうか。実際、現場を見てみると、そういうふうになっているような状況ではないというのも、先日確認をしたところでした。ただそれは、空いている教室を有効利用するという点です。ね、活用されていっちゃると思うんですけども、今の現状では、もう限界という理解でよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

特別支援学級のいわゆるハード的な整備につきましては、御承知のとおり、普通の教室をおおむね半分に仕切って、固定壁を設けてですね、二つの教室として使うというような使い方を、年度の開始前に学級編制をした段階で、足りない場合はそういうことで改造して行っております。ただし、通常学級が定数、今、40人とか35人とかいうような学級であるのに対しまして、特別支援学級の在籍数は、8人までと、9人を超えると二つに分けるというようなことになっております。したがって、1人当たり面積というようなことを考えますと、十分な広さが、1人当たり面積としては、通常学級の子供たちと比較すると、十分な面積が確保できているというふうに、教育委員会としては考えているところでございます。

○学校教育課長補佐（久留理剛君）

クールダウンということについてお話をさせてください。先ほど、議員がクールダウンとおっしゃられました。例えば、じっとして、自分の気持ちを落ちつかせる子供もおりますし、例えば図書室に連れて行って、本の中に居させると、それでクールダウンする子供もいます。当然、自分の好きな場所があって、その子の特性に応じた場所を使うことによって、クールダウンをしてい

くというのもありますので、一概に部屋の一部分をその子のために空けて使うことが、全ての特性を持った子たちのクールダウンにつながってるというわけではないので、学校は、その子たちの実態を踏まえて、どういう形でのクールダウンをさせるのが1番いいのかというのを考えた上でやっているということになりますので、一概にその空間が必要だよねという認識には至らないのかなというところは、教育委員会の考え方です。

○委員（前川原正人君）

よくわかりました。疑ってるわけじゃないですよ。ちゃんとされてるという前提での議論をするわけですけど、もうそこは御理解いただきたいと思います。それともう一点は、いわゆる産休、代替教員、育休・産休があるわけですけど、そういう方たちの代替として、なかなかこの欠員が生じているような状況もあると。それはそれなりの見つけるために、それはもう努力はされていると思います。それがちゃんとその、欠員がないような形での教育委員会としての努力だったり配慮だったり、必要だと思うんですが、その辺についての、今の市教委の現状というのはどのような状況なんでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

休職関係、休職やら病休やらですね。そういった職員だと思います。先日の議会のほうでもお話を差し上げましたが、4月6日時点で、いわゆるその学級担任がいないとかですね、それから5月1日現在でも、霧島市については学級担任がいないという状況はありませんでした。県内見るとなかなかやはり厳しい市町村もあったんですけども、おかげさまで霧島市については、配置が来ていているところがございます。ただ、育休とか産休とか病休とかそういう点については、これ年間通してどのタイミングがなかなか、特に、病休なんかはわからないという部分がございます。育休なんかは大体こう予想が立って、早めに対応ができるんですけども、病休についてはなかなか難しい部分がございます。ただ、本日現在については、育休・産休の代替について欠員はないという形になっております。ただ病休については、欠員が今あるという状況でございますので、そこについては、暫時探しているという形になります。なかなかこの教員不足の中で、人がいないというのも実際でございますけれども、事務所、県とも連携をとりながら1日も早く。学校にやはり欠員があるというのはいいことではありませんので、配置を目指して頑張っているところがございます。

○委員（前川原正人君）

今、病休で欠員が生じているということですけど、どこというのはいいですけど、大体何名ほどが欠員になっているという状況ですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

ごめんなさい。人数のほうは1名欠員という形になっております。

○委員（野村和人君）

4点目の項目の口述にあります、正確な在籍数の把握や、定数を加える判断が難しくなるというような話だったんですけども、ここの陳情の趣旨としては、学級数のカウントのための人数だということで、単純なダブルカウントをしてほしいというよりは、カウントするために、ここに控えた数字があるべきではないかというような意図のように思うんですが、そういうカウントの仕方というのは考えられないものか、お示しをお願いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

はい、学級数を維持するための裏カウントじゃないですけど、そういった意味合いでのカウントだと思います。ただ、人数的には交流学級のほうに特別支援学級の子供たちが戻ってくると言ったらおかしいですけども、授業受けるときには、やはり40名を超えてしまうという実態が起きます。そのことは多分心配されてることだと思うんですが、私も実際42名という状況になったりとかそういったことがあります。そのときにそうでなくてもなかなかこう40名の苦しい人数の学級の中で更に42名という形になってるので、その机も常にこう配置しておかなければいけないということ

もありますので、非常に手狭な状態になってしまうのかなということがございます。そういった意味での、学級数カウントだと思うんですが、私のちょっと話がずれるかもしれませんが、この子供たちについて、やはり教育支援委員会のほうで、この子供は、特別支援学級、知的学級で学ぶことがふさわしいですよという判断を受けるわけですよ。それで、そういう専門的な見地からいろいろ数值なんかも使って、試験の結果なんかも付けて受けます。ですから、基本的にはやはり特別支援学級で学ぶことが1番だと考えてます。その上で必要に応じてというか、交流学級に戻る。授業の内容によってはそういうこともありますけれども、基本的にやはり特別支援学級ということ。それから、子供にとって特別支援学級の先生、それから交流学級の先生2人いたときに、自分の担任の先生って、どっちなんだろうかとそんなことを迷うこともよくありました。子供たちから聴いたときですね。実際に指導要録を書くときに、指導要録という書類がありますが、そのときには、担任欄に2人の名前が載るわけですね。だから、子供たちにとっても所属間ということを考えるときにも、非常に心理的にも、何か私の先生はどっちなのかという思いは多分あるんだろうかと、そんなことを考えたときもありました。そういった思い、それから担任の職責感、非常に厳しい見方かもしれないですけども、担任の職責感を考えるときに、自分の学級の子供という意識を考えると、交流学級と特別支援学級とが2人どっちとも担任だよってなって、担任が協力してという考え方もあるのかもしれないですけども、やはり自分の学級の子供という意識を考えると、きちっとすみ分けをしてることも大事なのかなという気がします。先ほどの学級の数とはちょっとずれてしまう視点であるんですけども、そういった思いも持っているところでございます。

○委員（竹下智行君）

休憩時間についての確認なんですけども、私は高齢者福祉施設のほうで働いてたときに、利用者の方と一緒に職員も食べていたんですね。それは、私たちはこう、なじみの関係で、一緒に食べながらこう、ちょっと見守りをするという、そういう意味合いもあって、これですね労働基準監督省が来られたときに、それは業務ですよと言われてたんです。その食べている時間は残業代を、超勤を払ってくださいと言って、3か月遡って事業所が支払ったことがあって、非常に、私も管理職をしていたときに、これが業務となったら困ったなということが経験あったんですけども、先生たちも子供さんと一緒に食べることが、一つ、子供さんも先生もこう一緒に語らいの、今コロナなので語らいというのはないでしょうけど、楽しく食事を食べるというのはすごく大事な事かなと思うんですけど、学校では食事を食べる、先生が教室で食べる時間というのを、これは業務なのか休憩なのか、どうだろうかと思って。すいませんちょっと確認です。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

給食を子供たちの学級に行って食べたりとかですね、この時間につきましては、給食指導という時間になっております。これは業務の時間という形になってます。それ以外に45分のいわゆる休憩時間が設けられているという形になりますので、教師にとってみれば、給食指導が終わってからが職員の休憩時間という形になっております。給食については指導時間と。業務の時間です。

○副委員長（山口仁美君）

1点確認をさせていただきます。先ほど陳情者の方の説明の中で、3項目目の複式学級についてなんですけれども、先ほど課長のお話の中では、1人学級の弊害というようなお話はあったかと思うんですが、陳情者の方の説明の中では、やはりいきなりその1人とか、そういう極端な話ではなくて、例えばこの基準を見ても、16人学級という項目があるんですけども、この人数を少しでも、16だったら8・8とか、そういう形で、少しでもこう、単式に近づけるようなことはできないかというようなお話だったかなという認識でいるわけなんですけど、このあたりの人数をちょっと少なく、少ない人数でも単式にするようなメリット、16人だとちょっとやりにくいとかそういったことがあるのかなのか。そこら辺を確認させていただきます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

私も16人でのこの複式学級って、実際こう見たことがないといいますか、大概、1桁ぐらいの人数が多い中で、3名と4名とか、そういった形の複式が多いかと。市内においてもそういった状況がほとんどだと。16名までなかなかいかないと思うんですけども、その16人という数字がいいのか、適切なのかその分についてはなかなか難しい部分だと思いますけど、16人複式ですとなると、なかなか業務的に大変だなというのは確かだと思います。先ほど言いました、複式についてやはり専門的な知識であるとかですね、指導方法についても特殊な技術が必要になってまいりますので、それが16名という形になると、1年生が入ったときにはちょっと8人まで減ると思うんですけども、1年生を除いて、2年生以上の中で、2年生と3年生とか、それが16名という形になるとなかなか、手がかかるとか、指導に非常に苦慮するとか、そういった状況も考えられるかと思しますので、少ないほうがいいのかなあという感じはしますが、それは適切な人数が何人かということとはなかなか判断が難しいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

もう一点確認なんですけれども、現在の霧島市内の特別支援学級の数と、大体何人ぐらいが平均的に複式学級で在籍されているか教えてください。学級数とあと平均的なその学級の中の人数。今ここで16人と上がっているのです。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時26分」

「再 開 午前10時36分」

○委員長（平原志保君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先ほどの数字について申し上げます。複式が行われている学校数でございますが、小学校に16校ございます。そしてその学級数でございますが39学級。1学級当たりの在籍児童数ですが、6人程度という形になっております。

○委員長（平原志保君）

ではほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようなので、次に移ります。次に、陳情第3号について、質疑はありますか。陳情第2号、今、終わらせましたけどよろしいですか。陳情第3号のほうの質疑をお願いします。

○委員（前川原正人君）

ちょっと前後する部分があると思うんですけども、陳情第2号と第3号というのは重複しているというか、趣旨は大体同じようなことだと思うんですけど、令和7年度、今後5年間の間に35人学級を進めていくということになっていきますけれども、霧島市の今の進捗状況というんですかね。令和7年と言ったら、あと数年でそこまでには水準を上げていかなきゃならないという一つの方向性が見えているわけですけども、霧島市の現状は、現状というか、展望といいますか、これまでの進み具合というか、それに向かつての状況というのはどうなのかお知らせいただければと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

義務教育標準法改正ということで、令和3年度から令和7年度までの5年間で35人学級という形で方向性がきちっと示されております。今そこに向けて、令和4年度ですから、3年生までが済んだという形になって、もう予定どおり、これについてはきちっと進めているという形になりますので、今後も引き続き、先ほどの法を、しっかり法にのっとって35人学級を、4年生、5年生、6年生と今後、進めていくという形になってまいりますかと思えます。

○委員（前川原正人君）

平成18年度から、いわゆる義務教育費国庫負担法の内容が、それまでは2分の1国庫負担だったのが3分の1になったと。あとは起債を、財政的な部分になりますけど、不足する分については起債を起こせば、その分が交付税で返ってくるという、そういうようなやり方もあるんでしょうけれど、これが例えばもう2分の1に戻ればですね、何をやるにしても、相当この教育委員会の財政的な負担というの、一般会計からのお金というの、大分軽減をされるというのは理論上分かるわけですね。そうすると、この陳情書にもありますとおり、陳情第3号でありますとおり、ICTの状況が進んできたりとか、財政的な担保をされていけば、相当、財政的にも市も助かるし、行き届いた教育に少しでも近づけるというふうなふうに思うわけですが、ただ問題は、この義務教育の部分で、1人の子供も取り残さない、もう本当に基礎的な学力をつけていただくという、そういう方向に行くと思うんですけども、今のこの現状を見たときにですね、限られた予算の中で、限られたことしかできないと思うんですけども、財政的な部分というのは、往々にして、大変大きな課題となっているわけですね。だからその辺についての、財政的な支援というのが、もっと多くなるということは、私もそう思ってますけど、教育委員会としてもやはりそういうような認識でよろしいという理解でよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

三位一体改革のお話ありがとうございました。三位一体改革の際に、確かに義務教育国庫負担が2分の1から3分の1に引下げられておりますけれども、このときには、同時にですね、税源移譲、つまり国が税金で取っていたものを、地方の税金に税率の移し替えがなされております。税源を移譲したので、その分の負担分を減らすというふうな考え方で行われておりますので、単純に2分の1が3分の1に引下げられたということではなくて、税源移譲をもって国は財源措置をしたというふうな、制度上の措置をしたというふうな考え方でございます。また、一方では、そう言いながらも、2分の1に引下げられた額と移譲をされた税源の額が見合っておりませんので、税源分が不足をしていると。これは一般論ですけども、一般論として、税源分が移譲されたということで、以前の補助率の金額が保障されているというものではございません。また、よく地方交付税で措置をされたというふうな話があるわけですが、地方交付税につきましては、国会答弁の中で地方交付税改革の中で、地方交付税の性格についてはというお話ですが、地方交付税は、国税5税の一定割合が、地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方固有の財源でありますというふうな、これは衆議院本会議での総理大臣答弁なんですけれども、そういうものもございまして、今回の説明の中でも申し上げておりますとおり、地方交付税によらない財源措置というものを、私どもは求めているというところでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようなので、以上で、陳情2件についての執行部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前10時46分」

△ 議案第49号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第49号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第49号、財産の取得について、説明します。隼人学校給食センターの厨房機器を更新するた

めの財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第49号の財産の取得について、説明します。議案書の22ページをお開きください。隼人学校給食センターは、平成12年4月に開設され、建設後22年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況の改善を図り、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、令和2年度から厨房機器等の計画的な更新を行っているところであり、今回、食缶前処理機、システム食缶洗浄機等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札で、福岡県福岡市博多区板付六丁目5-2、株式会社アイホー九州支店、支店長 村田典之から1億777万8,000円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長（山口仁美君）

今回のこの購入については、入替えということですよ。以前と仕様とか、特に変わった点とかはありますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

仕様につきましては、今まで使っていたものの更新でございますので、大きく変わるところはございません。

○委員（阿多己清君）

2年度から年次的にされている状況の報告があったんですが、今回はもう一番メインになる設備なのか。そしてまた、次の年度、まだ残っているものがあるのか、そこらちょっと状況を教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほども申し上げましたけれども、令和2年度から年次的に行っておりまして、令和2年度、それから令和3年度につきましては、システム食器洗浄機等が大きかったんですけども、今回につきましては、参考資料を見ていただければと思います。参考資料の1ページ。これが隼人学校給食センター見取図の、今回更新する機器の全部でございますけれども、大きなものといまして、先ほどお話しいたしましたように、食缶前処理機、ここは回収してきた食缶、こちらのほうを残食をこぼして、システム食缶洗浄機で洗浄し、スラットコンベヤでして、あと食缶消毒保管庫のほうに収納する。これが1番今回の大きなものになります。あとは付随するものといまして、蒸気式消毒保管機であったりとか、包丁・まな板殺菌庫等を今回更新いたします。あと、来年度以降につきまして、あと2年間残っておりますけれども、こちらにつきましても、大きなものといまして、主なものといましては、フードスライサーやら移動式スライサー置台であったりとか、短冊プレートなど、結構細々したものがございます。それからまた、令和6年度におきましても、ライスボイラーであったりとかプレート殺菌庫、あとフライヤーそういったものを計画はいたしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

お聴きをしておきたいと思います。今回、1億777万8,000円ということで、落札価格なんですけれども、設計価格から見たときのパーセンテージ、落札率がどの程度だったのかお示しいただけますか。

○教育部長（池田宏幸君）

すみません。事前事後の入札予定価格の公表についてということなんですけれども、このこと

については、庁内の取決めで、物品調達・役務の入札については、毎年度、反復、類似の業務が多いというようなことがあります。公表しないという取扱いをいたしておりますので、答弁を控えさせていただきます。

○委員長（平原志保君）

すいません、私がそこでストップすれば良かったんですけど、申し訳ございません。

○委員（前川原正人君）

例えば建設工事なんかの場合ですよ、全然違うんですけど、機器の購入とか例えばその今度の消防自動車なんかもですよ。大体、どれぐらいで何%で落ちたっていうのは、教えるわけですよ。後ほどやはり影響があるとなると、例えばどういう情報漏えいだったりとか、やはりそういうふうなことが懸念をされるということなんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

こういうふうに計画的に実施をしているものについては、やはりその、いわゆる来年度もまた実施をするわけですが、同じような事業者の方を指名をした中で競争していくことになりま。そういたしますと、やはり、今年度の結果というものが、どういう結果であったかということによって、来年度の入札、あるいは落札の価格を想定ができるということでございますので、霧島市として、先ほど申し上げたような取扱いをしているということでございます。

○委員（前川原正人君）

これは今回、今課長がおっしゃるように、今後また年次的に買換えをしていくということになるんですけども、これはそれぞれの機器の金額が見積もられて、総合的に幾らというふうな計算上で、応札をしていただいているという形ですか。それとも、もう全部ぶっ込んで、もうこんだけ全部こうだよっていう形でされているのか、いろんなやり方があると思うんですけど、その辺はどうなんですか。総合的にやっているんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

入札におきましては、基本的に財務の取扱いといたしまして、個別の機種指定はできないというのが前提でございます。なので、それぞれの機能をですね、機能でまず仕様書をつくりまして、一つ一つの機械についての仕様書をつくって、そのものを納めていただくと。場合によっては、我々が見積りをした際に、見積りをといますか、機能を規定する際に参考にしたようなものは、ある会社のこういうような製品というようにお示しをすることはございますけれども、個別具体的にこの製品をというようにお示しをいたしません。もちろんその積み上げをした結果で、予定価格を、予算要求もですけども、そういうことをしているということでございます。

○委員（前川原正人君）

これまで使っていた機器、これはもうそのまま廃棄をするという理解でいいんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、更新をいたしますけれども、これまで使ったものにつきましては、その落札業者のほうで撤去処分していただくこととなります。

○委員（前川原正人君）

これはもう撤去から据付けまで一切合財入ってこんだけの値段という理解でよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、前川原委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認なんですけれども、これまでの厨房機器が、どの程度使われて今度交換になったのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

最初に説明いたしましたけれども、平成12年、建設当時から使用しているものでございます。ですので22年経過しております。

○委員（川窪幸治君）

前回のやつが22年ということで、今回購入された機器の、個々でちょっと違うかもしれませんが、耐久年数というのはどの程度あるんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

それぞれ機器によって違いますけど、メーカー発表の予定耐久年数になりますけれども、各機種によって、6年以内から12年以内とか、そういった形で耐用年数は定められておりますけれども、これはあくまでも税法上の価値を持続することができる長さを示したものでありまして、機器の耐久性をあらわしたものではありませんので。

○委員（川窪幸治君）

耐久年度ではないということですが、この場合、もし何かがあって、故障とかいうようなところの保証期間とかいうようなものもあるんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回更新する機器については、保証期間は2年ということでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっと関連でお聴きをしたいと思います。これを、今後、前回の機械は二十数年使われたということですが、今度新しいこの一式を入れることによって、定期的なメンテナンスであったりとか、保守点検という部分は、その都度何かまた費用が掛かってくるのかどうか。それから、この前の機械の同じように保守点検や定期点検やらという部分に、実際に22年間、どれぐらいの費用が掛かっていたのか、その部分について教えていただけますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

メンテナンスにつきましては、メンテナンスを含めた契約などもできればいいんでしょうけれども、購入後すぐ故障が起きるというようなことはほとんど考えられませんので、数年後から保守管理委託を行いながら、点検等のメンテナンスをしていくような形で、業務委託が今後できればよろしいかなというふうを考えているところでございます。それから、隼人給食センターにおけるこれまでの修繕状況というのが、もう過去の積み上げはしておりませんので、令和3年度の決算で申し上げますと、センター全体で637万4,000円の修繕が掛かっておりますけれども、そのうち隼人給食センターの修繕料は148万5,000円でありました。昨年度は以上です。

○委員（久保史睦君）

確認させてください。これだけの大きな金額を投資して、これは大変にいいことですので、それは投資して入れることは全然いいと思うんですが、その契約をしていく議論の中で、今後の保守管理であったり、業務委託のことであったりというのは、どれぐらいの金額を見込んで、何年ぐらい使うとか、そういう部分の具体的な議論とか話合いとか、そういう部分はされなかったのか。また業者にそういうどれぐらいかかりますかとかいう問合せとかですね、内容的な部分は、契約の中で話にならなかったのか、そういう部分を少し詳しく聴かせていただけますか。

○教育部長（池田宏幸君）

物品の購入全般にあることだというふうに思いますけれども、まず役所の場合は、瑕疵担保期間という、先ほど保証期間ということでお話ししましたけれども、瑕疵担保期間というものがございます。これは、機械のそもそもの不備であったりとか、そういうような原因が、正常に使っているにもかかわらず故障が発生したというような場合には、相手方の責任で補償するというような期間がまず設けてございます。それが終わりますと、通常の場合によっては保守契約を結ぶ場合もございますけれども、今回のようなものにつきましては、一つ一つの機械の使用量も違いますし、使用する頻度も違いますし、それぞれのものによって、非常に内容が違うということがございますので、先ほどお話をしましたように、毎年度、修繕料を一定額計上して、それによって、基本的には対応するというような考え方でございます。例えば、今回、入れたものにつきましてもですね、いろいろ品物がありますけれども、例えばボイラーなんかでありますと、当然ながら毎日毎日

使っているものでございまして、それに対して、たまにしか使わないもの、食缶の洗浄機なんかも入れておりますけど、これも高熱の蒸気で消毒をしたりとかいうような作業でございまして、ボイラーなどはもう毎日毎日使っているというような状況で、耐用年数といえますか、使用できる期間がそれぞれによって機械が違います。スライサーなどのものを切るような機械でありますと、例えば刃こぼれがしたりとかいうようなことで、早いうちに部品を交換したりとかいうようなこともあろうかと思っておりますので、そういうことも含めて、通常は瑕疵担保期間が終わりましたら、修繕料一定額計上しておいて、修繕料の中で対応していくというような対応でございまして。

○委員（久保史睦君）

故障したときの瑕疵担保の件は僕も分かるんです。そこは分かるんですけども、言わば、食べるものを扱う機械を一式入れていく上で、保守点検、定期的な点検等にかかる費用等は検討されなかったんですかということもちょっとあわせて教えていただけますか。先ほど課長答弁の中で、業務委託というような言葉が出てまいりましたけれども、そこはそういう意図だったのではないのですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほど部長のほうからも説明がありましたけれども、それぞれ使う機械によって頻度が違いますので、毎年と修繕料を組んで行っておりますけれども、委員のほうからおっしゃられるように、その機器によっては、保守点検、そういったものを、も、場合によってはそういう業務委託ができればよいかなどというふうには考えておりますけれども、詳しくこちらのほうでそういった議論したことはございません。

○委員（久保史睦君）

もう1回申し上げますけれども、食べ物を取り扱う、言わば機械ですよ。今の段階では、機械が正常に動いていても、定期的な保守点検というのは考えていないということで理解してよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

今般の委員会に備えまして、学校給食課から業者のほうに確認をいたしましたところ、物品の納入とそれからメンテナンスまでを含めた契約というのは、業者側として対応していないという回答があったということでございます。したがって、購入は購入で終わっているということでございまして、あと、議員が御心配されている、食べるものについてということでございますけれども、そういう部分につきましては、当然ながら、保健所の指導を受けて衛生管理は徹底をいたしておりますので、そういう意味での問題というのは発生しないものと。当然ながら、機械に不都合が生じた際には、個別具体に対応してもらおうということでございますけれども、衛生上の問題は発生しないというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

先ほど、この機器についての機能については、大きく変わらないということではありましたが、職員の方々の省力化については進んでいくのかどうか、確認をさせてください。

○隼人学校給食センター主幹（平嶺秀子君）

変わらないと思いますけど、故障とかが減って、スムーズにいくと思います。

○委員（野村和人君）

はい、了解いたしました。次に、今このイラストを見るとグレーチングやらいろいろ見えるようにも見えるんですが、ここは乾式なんですけど湿式で運営されてるのか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

隼人給食センターにおきましては、ドライ方式になります。

○委員（野村和人君）

あと、隼人もこれからまた子供たちが増えていくほうなのかなというふうにも、イメージするんですけども、現在の供給量、また、今後の供給量に対して余裕があるのかどうか確認をお願いいた

します。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

単人給食センターの対応食数というのは5,000食対応が可能なセンターになります。その中で、現在、5月1日現在の単人学校給食センターの配食数は3,604食分を今提供しているところでございます。

○委員（竹下智行君）

この機器の搬入時期と、その搬入にかかる日数がわかれば教えてください。設置にかかる日数がわかれば教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、仮契約いたしておりますけれども、8月31日までを納期といたしまして、夏休み期間中をこの機器の搬入に充てていきたいというふうに考えております。日数は、夏休みが始まって7月の下旬ぐらいから、8月31日までですので、1か月40日ぐらいというふうに考えているというところでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。では委員外委員の方どうぞ。

○委員外議員（宮田竜二君）

委員外から質問させてください。指名競争入札で株式会社アイホー九州支店ということなんですけども、昨年の12月にいちき串木野市で、鹿児島アイホーとの官製談合の問題がありましたけども、この鹿児島アイホーと株式会社アイホーとの違いというか、問題ないのかを教えてください。

○教育部長（池田宏幸君）

今、御質問があった件につきましては、九州アイホー調理機と九州アイホーという、今回契約した会社と鹿児島アイホー調理機は全くの別会社でございます。鹿児島アイホー調理機は、アイホーという会社の製品を取り扱う特約店ございまして、今回契約いたしましたのは、製造しているアイホーの九州支店ということでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、以上で、議案第49号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時12分」

「再開 午前11時14分」

△ 議案第51号 和解することについて

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第51号、和解することについて審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第51号、本市が所有する温泉施設の物損被害に関する和解の議案について、説明いたします。本議案は、去る令和3年3月6日、本市溝辺町有川の霧島市溝辺ふれあい温泉センターにおいて発生した温泉設備の物損被害について、相手方がその損害賠償請求額を全額支払うことに応じたため、和解することについて議会の議決を求めるものです。詳細については、溝辺総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○溝辺副総合支所長兼市民生活課長（末満伸太郎君）

議案第51号、霧島市溝辺ふれあい温泉センターの物損被害に関する和解の議案について、その詳細を説明いたします。去る令和3年3月6日、土曜日、午後5時ごろ、本市溝辺町有川808番地の同

温泉センター駐車場に駐車してあった無人の車両が、別の車両から受けた玉突き事故により温泉センター建物の外に設置していた水風呂の冷却水循環装置を破損させるという事案が発生しました。この件に関しまして、事故原因となった車両の所有者が、その損害賠償請求額512万2,700円を支払うことに応じたため、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。以上で、議案第51号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

この破損を受けたことでどれぐらいの期間、温泉が営業できなかつたのか教えてください。

○溝辺副総合支所長兼市民生活課長（末満伸太郎君）

事故が起きましたのが、3月6日土曜日でございます。土曜日、日曜日、月曜日、この3日間営業せずに、火曜日は休館日になっておりますので、翌水曜日には営業を再開しました。水風呂に関しては、翌日、日曜日から営業を再開しております。

○委員（久保史睦君）

ちょっと初歩的な部分で、もう非常に申し訳ないんですけど、ちょっと教えてください。高額な機械で、非常に重要な機械で、これが故障しちゃったら温泉休館しないといけないような事態が起こるわけなんですけれども、こういう、機械の周りにこういう柵というのは、ここはなかったのかなっていう、もともとなかったんでしょうかという部分と、今後修理した後は、そういう柵をつけて、保全を担保するといいますか、しっかりと守っていくというような対策が講じられるのかどうかという部分だけお聴かせください。

○溝辺副総合支所長兼市民生活課長（末満伸太郎君）

現在、お配りした写真でちょっと見にくいと思うんですけども、植栽がこの冷却水の装置の前にあったんですが、これをなぎ倒して車が押しやったというような状況でございます。今後につきましては、こういった事故防止の注意喚起としまして、来年度の予算に、こちらのほうとしても、車止めを。逆のUの字になった車止めを、温泉チラーの前に2機設置するよう、財政当局とセッションする予定しております。

○保健福祉部長（小倉正実君）

補足説明させていただきますけれども、今この写真の中で、1番最初の左上になりますけれども、車が衝突している後ろの車の下のほうに車止め、通常の駐車場等にある車止めを、簡易的なものはあるんですけども、それを乗り越えていたということと、実際の事故がですね、議案のほうの、こちらの図面を見ていただきたいんですけども、その中の冷却水循環装置で丸印で囲んでおります。で、ここに冷却水がありまして、それに車がぶつかって、その下のほうにある駐車場のところに無人の車が駐車していたわけですけども、実際にぶつかった車自体は、その下の道路がありまして、冷却水槽循環装置という枠で囲んでいるところがありますけれども、そこ自体がまた駐車場になっておまして、こちらに止まっていた車が道路を越えて駐車していた車にぶつかって、その車がまた冷却水のほうにぶつかったというような事故であります。それを考えますと、今回のような事故というのは、めったに起こるといえるのか、そこまで勢いがある車が発進したために起こったというような事故ですので、通常、考える場合については、こちらの写真にもありますように、駐車事端から実際の冷却水までの距離というのはある程度の距離が確保されていますので、通常の駐車場で、すすぐ車がぶつかるような事故というのはなかなか想定しづらいのかなというのと、仮に有事の間の器具等を設置したとしましても、これぐらいの勢いの車がまた同じようにぶつかってしまうと、やはり同じような破損は免れないのかなということもちょっと懸念される場所ではございます。それと、先ほどの温泉の停止期間は、閉館した期間という御質問がありましたけれども、それにつきましては、実際、温泉施設を閉館したということではありませんが、サウナ等を御

利用していただいた後の水風呂を、通常は水道水を冷却して、通常の水道水より低い温度の水風呂を利用していただきますけれども、その利用ができませんで、そのまま水道管を直結した形で水として利用しておりましたので、冷却水ということではなくて、水道水の水風呂。水風呂というか、普通水道水の温度の水風呂の利用は、先ほど説明しましたとおり、二、三日で復旧したような状況でありました。

○委員（前川原正人君）

去年の話だったわけですね。なんか質疑をしたような、しなかったような、ちょっと余りこう、記憶が定かではないんですけど、ここまでに至るまでの、いわゆる和解に至るまでの訴訟だったりとかはどうだったんでしょうか。最終的な結論として、和解という形で収まったわけですが、その辺の経緯についてお示しいただけますか。

○溝辺副総合支所長兼市民生活課長（末満伸太郎君）

この事故が起こったときなんですけれども、加害者と呼ばせていただきますが、加害者自身も、事故が起こった5時15分というふうになっておりますけれども、霧島警察署の溝辺駐在所のほうに、自ら事故の電話をしまして、現場検証が行われました。そのときは当然、動転していたというふうに指定管理者のほうから聴いているんですが、もう早速、3月8日ですかね、もう早速保険会社と、こちらのほうに見えて、温泉センターのほうに。謝罪をされたというようなことで、保険の手續等に入っておりますので、まず、訴訟かれこれ、そういったことで問題が起きたということとはございません。もう早速、保険請求の手續等に入りましたので、あとはもう査定とか、そういったものに入りましたので、そういったトラブルというのは発生していないのが実情です。

○委員（前川原正人君）

もう一点は過失割合ですね。いわゆるどの程度の過失割合だったのかお示しいただけますか。

○溝辺副総合支所長兼市民生活課長（末満伸太郎君）

過失割合については、これはもう10対0ということで、霧島市側の持ち出しはございません。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、ないようなので、議案第51号については終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時24分」

「再 開 午前11時26分」

△ 議案第41号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第41号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第41号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その概要を説明いたします。本議案は、紹介状を持たずに市立医師会医療センターを受診された患者等から一定の負担金を徴収する制度としての選定療養費の改正を行うものです。厚生労働省において、令和4年度の診療報酬改定に伴い、かかりつけ医機能強化とともに外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進するという観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関における定額負担の金額が見直されたことにより、当該条例の一部改正を行うものです。詳細につきましては、健康増進課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○健康増進課長（小松弘明君）

議案第41号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。本議案は、条例に定めている使用料及び手数料のうち、初診時選定療養費及び再診時選定療養費の額を増額するものです。初診時選定療養費は、税抜き5,000円を7,000円に、再診時選定療養費は、税抜き2,500円を3,000円に改正いたします。この選定療養費については、初期治療は地域の医院・診療所、かかりつけ医で行い、高度・専門治療は病院で行うという医療機関相互の役割分担及び医療連携の推進を目的として、平成28年4月に厚生労働省により制定された制度です。令和4年度の診療報酬改定に伴い、この選定療養費の負担金額が、初診時7,000円以上、再診時3,000円以上に改正され、選定療養費を徴収する責務がある医療機関も、これまでの特定機能病院、地域医療支援病院に加え、紹介受診重点医療機関まで対象範囲が拡大されています。市立医師会医療センターは、平成18年2月に地域医療支援病院の承認を受けており、始良・伊佐保健医療圏の中核病院として、高度で専門的な医療を提供する役割を担っていることから、この制度の趣旨を踏まえ、当該条例の改正を行うものです。なお、改定期間は、市民への周知期間を考慮して、令和4年10月1日からの施行を予定しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

ちょっとお聴きたいんですけど、確認だったんですけど、令和2年の委員会審査の中で、紹介率が84%で初診時選定療養費の徴収が1,092件だったということで。その後の推移的には、どのようになっているのかお示してください。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

令和2年度は、初診時選定療養費を徴収した件数といたしまして500件。再診時選定療養費を徴収した件数が5件でございました。令和3年度におきましては、初診時選定療養費を徴収した件数は359件。再診時選定療養費を徴収した件数は4件となっています。

○委員（川窪幸治君）

今回の改正で、紹介率をどのように見込んでいるのか。また、どの程度増収を見込んでいるのかお示してください。

○健康増進課長（小松弘明君）

紹介率につきましては先ほど言われましたとおり令和元年度が84%となっており。今グループ長が申しました、初診時選定療養費を徴収した件数が、令和2年度が500件。令和3年度が350件と減ってきておりました。今後、この初診時選定療養費を徴収する件数も少なくすることが見込まれると考えております。今後、金額についてどれぐらい見込んでるかということですけど、機能分化を図るために、紹介者数を増やすということが前提になってくると思いますので、その分、紹介率が増えれば、初診時選定療養費を納める方も減るということで、その収入は減ってくるのかなと考えております。

○委員（山口仁美君）

初診時なので、紹介を受けずに御自身で行かれた場合にこの徴収があるという理解をしているわけなんですけれども。この改定といいますか、この初診時選定療養費の金額の改定についてどのように周知を図っていかれる予定なのかお伺いします。

○健康増進課長（小松弘明君）

まず広報誌ですとか、市のホームページ、それから病院の窓口等でも周知を図っていきたくと考えております。

○委員（阿多己清君）

先日の本会議でもちょっと質疑があったところに関わるんですけども、首長の判断で、この療養費の負担金という部分を据え置くとかそういうようなちょっと御発言だったような気がするんで

すけれども。それを受けて、しっかりと指定をされた医療機関でもあるので、そこをしっかりと負担金を徴収する責務があるというような御発言だったかと思うんです。その部分をもう一度、この委員会の中で示していただきたいなと思います。この基準に合わせて、やはりしなければならない部分なのかどうか。そこらも含めて教えてください。

○健康増進課長（小松弘明君）

この選定療養費につきましては、もともと健康保険法の改定で特定療養費というのがありまして、保険料適用以外の分が取れるということで、国立病院の頃からも、初診料については1,000円取ってきた経緯があるところでもあります。それから、法の改正等がありまして、平成18年10月に特定療養費制度というのが廃止されまして、保険外併用療養費制度というのが制定されまして、その中で、評価療養費というのと選定療養費というのを取るように制度化されております。このときには、まだその、200床以上の地域医療支援病院も対象でありましたけれども、まだこのときは、できる。とることができるという規定でありました。その後、平成28年4月の診療報酬改定で、特定機能病院及び500床以上の地域医療支援病院については、選定療養費の徴収を義務化されました。その後、令和2年4月の診療報酬改定に伴って、200床以上の地域医療支援病院についても取ることが義務化されたということで、そのときに、初診料5,000円以上、再診2,500円以上に制定されまして、今回、令和4年4月の診療報酬改定で、初診料が7,000円以上、再診3,000円以上に変更されたところでもあります。

○委員（前川原正人君）

本会議でも出たんですけれど、これはいわゆる、旧隼人町の時代に、法律もその間に変わってるんですけれど、旧隼人町ときには、当時の病院の部長、院長ですかね。当時はまた今名称が違うわけなんですけれど。その紹介病院にはしないんだということを明言されているわけですね。その御時世が変わってきて、合併を伴って医師会医療センターになったと。そういう背景があるわけなんですけれど、これまでの間で、紹介病院にはしないということを言明しているのに、なぜそういうふうに変わっていったのかというのが、私は分からないわけですよ。その背景がですね。経緯がですね。結論だけわかってますけれど。その辺についてはどのような経緯があったのか、お示しいただけますか。

○健康増進課主幹兼市立病院管理グループ長（福田智和君）

確かに最初、紹介型病院にはしないというふうになっておりました。ところが、鹿児島県の保健医療計画というのがございまして。これのですね、平成14年10月になるのですけれども、このとき、始良伊佐医療圏域には地域医療支援病院というのがなかった経緯がありまして、その頃から、国は後方支援病院、いわゆる地域医療支援病院を各医療圏ごとに、一つ病院を置くという方針を立ててございまして。その中で県のほうから医療センターのほうに、地域医療支援病院にならないかというふうな打診が入りまして。それを受けまして、医療センターとしまして地域医療支援病院に手を挙げたという経緯がございまして。平成15年11月に、まず地域医療支援病院の承認を受けたところでございまして。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば、たればの話にしかならないし、もう過去には戻れないわけですけど。現実を見なければいけません。逆に言えば、今おっしゃったように平成15年11月に、承認を、もう私たちは受けないと、紹介型病院にはならないよということを言っていれば、こういうことにはならなかったという一つの。それは法律がありますので、そこを超えることは出来ないでしょうけれど、そういうことも、往々にしてあったのかなという気がします。ただ1番の問題は、先ほど課長がおっしゃるように、これはもう義務としてこういうふうになってるんだということでおっしゃいましたけれど、資料を見ていくと、やはり、ねばならない規定ではなくて、することができるような、どっちでもとれるような、説明資料等も出てるわけですね。ですから、自治体の裁量権として、これを令和2年にも上げてますし、これまでの変遷を見ていくと、2017年以前は、初診料が1,000円で、

2017年4月からは2,300円、2020年10月からは5,000円、そして再診の場合は2,500円と。2022年10月からは7,000円、そうして再診の場合は3,000円ということで。年々、年々じゃないですけど、年度によっては上がってきてるわけですね。そうしたときに、一番の懸念材料は、地域の拠点病院としてすぐ駆け込むことが出来ない。お金がないと、初診料として、紹介がないと病院で治療することができないと。そういうことだって発生しうるわけですよ。だからそういう点で見たときに、どうなのかなという気はするんですけど、その辺についてはどのようにお考えなんですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

初診料については、当然、今回の改正等も含めまして、初診時の料金が必要になるのは以前からのことで、その分の改定ということでもありますけれども。やはり、国のほうも示しておりますとおり、初期の治療については地域の医療診療所、かかりつけ医で行い、高度専門治療については、医療センターのような大型病院で行うということになっております。そういう意味からも、医療センターとしても、地域医療支援病院として、そういう位置付けをしていきたいというふうに考えております。当然、すぐにかかりたいということはあると思いますけれども、そういうところにつきましても、かかりつけ医の推進ということ等もありますので、そういうような身近な病院を活用していただきたいと思っております。ただ、料金のこれまでの経緯等について、今までの状況と会議録等もちょっとひもといてみたんですけども、なかなか状況として分かる。そのときに、かかりつけ医にしたいということが言われていたかどうかというのを見つけることも、なかなか難しかったんですけども。ただ、実際のところ、先ほど説明しましたように、平成12年以前の国立療養所の霧島病院とした時点におきましての非紹介患者初診加算料として、1,000円を徴収していたということがあります。やはり、このときからそういうかかりつけ医との差というのは設けていたのではないかというふうには考えているところでございます。また、以前の会議録になりますけれども、平成28年9月の定例会の環境福祉常任委員会で、当時の保健福祉部長が答弁している内容でございまして、その中には、同じように、当時は紹介型病院にしないということが約束されていたのではないかと質問が委員からありましたことに対しまして、当時の保健福祉部長が、私も当初から隼人町で病院の担当しておりましたので、その場にいたわけですけども、紹介型病院にしないということではございません。あくまでも、一般の市民の方も受入れはしますよということでは伝えながら、ただ、この紹介料の加算制につきましても当然、隼人になってからではなく、国のときもありましたので、それをそのまま引き継いだということではございます。したがって紹介がない場合には、やはりその負担が発生するということは、国立の当時から変わっていないということではございますという答弁しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

部長の立場は分かるんですよ。そういう変遷があるわけだから。ただ、法律がまた変わってきてるわけですよ、実際のところですね。義務として徴収しなさいよというふうになっている部分も理解しているつもりです。ただ今、御時世が、年金が0.4%昨年度から下がり、物価が上昇し、そして病気にならないのが一番いいんでしょうけど、病気になってすぐに地域の人たちが駆け込むことが出来ない。紹介型病院という一つの位置付けもありますけれど。要はすぐ駆け込むことができないようになるんじゃないの。そこを言えば、かかりつけ医がちゃんとして、部署部署で、セクションで、いろいろとそういう対応をしてくださいというような、それはそちら側の言い分でしょうけど、問題は、やはりすぐ駆け込むことができないような病院ではいけないのではないですかということをお聞いているわけですね。だからお金がないと、紹介されればいいですけど、紹介がない場合は、7,000円払わないといかんわけですよ。

○委員長（平原志保君）

前川原委員いいですか。質問途中なんですけど。今、一般質問のところでも、いえ、一般質問ではない、議場のほうでもされてるんですけども、答弁ももうわかってしゃべってらっしゃるというのもよくわかってるんですが、このまま同じ質問を。

○委員（前川原正人君）

同じものじゃないですよ。ただ、あなたが行政の立場に立つのか、市民の立場に立つのかの判断の、ちょうど際々ですよ。

○委員長（平原志保君）

いや、結局、私がここでこういう話をしてもしょうがないんですけども。ちょっと休憩します。

「休 憩 午前11時45分」

「再 開 午前11時46分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

夜間診療、救急診療等の場合は選定療養費は取らないというのがありますよね。ここはちゃんと担保されるという理解でよろしいですか。

○健康増進課長（小松弘明君）

はい、おっしゃるとおりでございます。選定療養費を取らない例としまして、今言われたとおり救急外来、救急車で搬送された方ですとか、小児内科の夜間事業はやってますので、それについては取らないということです。あと、かかりつけにまず行ってもらうんですが、かかりつけでできないような、そこに診療科がないようなもので、医療センターが持っていれば、そういうのもかかりませんので。まずは、軽微なもの、軽微な症状等については、かかりつけにさせていただいて、そこで、対応が出来ないような高度な医療については、紹介状をもらって、医療センターに行ってくださいと。どうしても、医療センターじゃなければならないという方は、選定療養費を払って受診ができるという形になります。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほどの答弁で、ちょっと補足させていただきますけど。根拠法令のことで、本会議場でもそうできる規制ではないのかということでの質問があったところでありました。実際のところ、以前の状態では医療センターについてはできる規定の範囲内であったんですけども、現在の法令につきましては、保健医療機関及び保険医療費負担規則というのがございまして、その中の第5条の中で、一部負担金等の受領ということによって定められております。その中では、医師会医療センターも含まれますけれども、地域医療支援病院、一般病床の数が200未満であるものを除くということで、医療センターについては、200床以上になりますので、この地域医療支援病院に該当するわけですけども。それにおきまして、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとするとうたわれております。その中で、2点目としまして、選定療養に関し当該療養に要する費用の範囲内において、厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払いを求めることというふうにならうたわれておりますので、義務だ、責務があるというふうに判断しております。厚生労働大臣の定める金額というのがですね、こちらが、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等というのがございまして、その中で医師である保険医による初診の場合は7,000円。医師である保険医による再診の場合は3,000円と定められているところでございます。

○委員（阿多己清君）

であれば、今回の改正は、国の制度設計であって、それに伴う変更であって、その自治体の裁量権がないという理解でいいのでしょうか。そこらちょっと再確認させてください。

○保健福祉部長（小倉正実君）

今回の分については、国の改定に合わせたものであり、国の基準に従って、責務として、義務として、本市においては、改定するものというふうを考えております。ただ、あくまでも定められているのは金額と、7,000以上、3,000円以上ということでございますので、その以上の範囲内におい

てはそれぞれの自治体での判断も可能であるものと考えております。

○委員（前川原正人君）

結局、僕に反対をさせないような発言がたくさん出るんだけど。国がこうなってるから義務でしょうって、裁量権ないでしょうという言い方をされるんだけど。裁量権って本当にないんですか。自治法上、例えば、地域の病院ですよ。今までの議論の中で、隼人が国立霧病を受けて、そして、そういう変遷の中で、今度は、医師会医療センターとして霧島市がずっと引受けたわけですけど。国の義務規定ですよ。法律を見れば、そういう義務になってますと。だから、することができるじゃなくて、しなければならないになっている部分もたくさんあるんですよ。でも、自治体の裁量権というのは全くないんですか。もうこれはこうしないといかんと。絶対に7,000円でないと駄目だと。それ以上はとれるけど最低限でおさめたんだからこらえてくれよというような言い方にも聴こえるんですけど。全く自治体の裁量はないんですか。そうしないと、何かペナルティーか何かあるとかそういうのもあるんですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

行政の運営をするに当たりまして、やはり根拠法令を遵守すべきものというふうに考えております。市においては条例がありますけれども、国において法律等があれば、上位法には基づいた上で市の市政運営というのが必要ではないかなと考えております。ただ、その法律等の根拠法令ができる規定であればその範囲内で市がどのような対応するかというのは考えるべきだと思います。また、ペナルティーについてという御質問でありましたけれども、罰則規定等が特に設けられていなければ、違反して行うことは可能ではないかと思っておりますけれども、それが許されるべきなのか、適正なものなのかというのは、判断すべきことであると考えております。

○健康増進課長（小松弘明君）

今、部長が答弁したとおりですけれども、この地域医療支援病院の県から承認を受けてますけれども、承認を受けることによって、毎年、県に報告をするようになってますので、そういった規定に基づかない、7,000円を取らなかつたりすれば、そこで指導等が入るのではないかと考えております。

○委員（久保史睦君）

今、前川原委員が言われましたけど、今までの過去のいきさつであつたり、医師会医療センターでいろいろあつたわけなんですけれども、今、聴かれていることは、裁量権が全くあるのかないのかという部分で聴かれているわけですよ。それを考えれば、裁量権が少しでもあるのであれば、この7,000円という金額設定の仕方が、その法に基づいたとはいえ、いかなもんなのかなというふうに少し感じるんですけど。そこは明快にちょっと答弁いただけないですか。裁量権が全くあるのかないのかという部分だけは。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前11時54分」

「再開 午前11時54分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

私が先ほど答弁しました中で裁量権ということではありますと、実際、その徴収するかどうかということでもあります。先ほど、法律に基づく規則等に基づくものとして支払いを求めることとなっておりますので、支払いを求める責務がある、義務があるということ、支払いを求めることについては、裁量権はないというふうに考えています。ただ、あくまでも、定められているのが7,000円以上3,000円以上ということでもありますので、それ以上の範囲内においては、裁量権はあるのではないかと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、こちらの議案第41号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午前11時58分」

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行います。

△ 議案第41号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第41号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は議案第41号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。今回の条例改定は、初診時選定療養費を1件につき5,000円を7,000円に、そして、再診時選定医療費1件につき2,500円を3,000円にということで、値上げをするものであります。本制度は、地域医療支援病院として、地域医療を担うかかりつけ医等の能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県が個別に承認をするという、そういう規定の中での条例改定になると思います。そして1番の問題は、この旧隼人町議会では、当時の議事録をひもといてみましても、その当時の、現在の医師会医療センターになりますけれども、紹介型病院にはしないということ、当時の院長も、議会の委員会に出られて明言をなされております。徴収義務もあるわけですが、地域医療を守って、誰でも駆け込むことができる地域病院としての役割が求められていると思います。紹介状なしの場合に、料金を徴収することは、今コロナ禍だったり景気が低迷する中で、暮らしが厳しいと。そういう中で、安心して病院利用ができないことにもつながりかねないので、本案には賛成できないということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）。

私は、議案第41号について、賛成の立場で討論します。今回の改正は、厚生労働大臣が定める、掲示事項等が改正されたのを受けて、紹介状なしで受診された方の一定の負担金を徴収する制度として、選定療養費の額を改定するものです。かかりつけ医医療制度を国が推進している中で、本市の医師会医療センターは、始良地区の二次医療を受け持つ、中枢医療施設としての位置付けがなされていることにも、相互の役割分担は必要なことだと認識しております。また、市民の周知期間も考え、令和4年10月からの施行も考えられているので、今回の改定は妥当だと思います。したがって、本案件は、可決するべきものと申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、以上で討論を終わります。採決します。議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第49号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第49号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、自由討議は終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第51号 和解することについて

○委員長（平原志保君）

次に、議案第51号、和解することについて自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第51号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

私は陳情第2号については、項目は全て賛同はできないのですが、不採択として昨年同様に陳情内容を整理した上で意見書を提出してもいいのではないかと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかに自由討議ありますか。

○委員（前川原正人君）

陳情第2号と第3号というのは、大体趣旨が一緒なんです。ただ、先ほどの議論の中でもありましたとおり、5番目の自治体で国の基準を下回るといふ文言が入ってるんですね。ここはちゃんと精査すべきでは、ちゃんとわかりやすくしないと誤解を招くのではないかなと。初めて聴き取りをして、初めてこういう趣旨かといふのは分かるんですけど、文面として残ってしまうと誤解を招きかねないので、ここはもう1回、ちゃんとした文言にやはり変えるべきではないのかなという気がします。実際、財政的なことがほとんど。国の財政面の支援をといふのが趣旨ではありますけど、やはりここは明確に、誤解のないようにやはりしてからの方がいいような気がします。意見として。

○委員長（平原志保君）

それでは、自由討議、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんでしょうか。先ほど前川原議員が言ったのは、継続をして、5番のところをクリアしてやりたいということですね。ほかにはございませんでしょうか。継続審査といふのが今、出てます。採決するといふほうが良い方の意見といひますでせうか。

○委員（久保史睦君）

陳情といふことできちんと出ておりますので、ここは1回ですね、やはり採決はするべきではないかなといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長（平原志保君）

それでは継続と、採決するといふのが出たんですけども。こちらはもう意見をとってよろしいですか。諮らさせていただきます。それではお諮りします。今回も、採決したほうがよいと思ひ方の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

はい。一、二、三、四人ですね。そうしますと、今回、継続の方はお2人ということですね。となりますと、採決するといふことが多数になりましたので、採決のほうに決定したいと思ひます。それでは陳情第2号について討論に入りますが、討論はありませんでしょうか。

○委員（久保史睦君）

それでは私は公明党霧島市議団を代表し、反対の立場で討論に参加をいたします。陳情第2号、今回のゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてにおいて、国の動向と本市の状況を鑑みたとき、段階的に推進されている現状等、陳情書に記されている5項目において、本市の実態との整合性があるかどうかといふ点で、また、昨今叫ばれている教員不足の現実や、教室等の確保において、本市でどのように対応ができるのか、教職員定数改善以外にどのような取組を必要としているかといふことが最大の理由になります。霧島市議会議長名で提出する意見書となれば、本市の実情に沿うものであることは当然のことであり、質疑の中で、現状がなかなかわからない状態であったり、または取組を推進している中で、市民への説明責任を果たす議会として、慎重な調査と議論を要する案件であると考えます。令和3年5月1日現在ではありますが、本市の小学校は35校、児童生徒数が7,418名のうち、特別支援学級在籍数577名、学級数399のうち、特別支援学級数107。中学校は13校、生徒数は3,543名、うち特別支援学級在籍数155名、学級数138、うち特別支援学級数36となっております。質疑の中であったように、現段階で複式学級を単式学級に見直した場合、39学級の増。また、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてカウントした場合、16学級の増となり、教職員の加配はもちろんのこと、教室の確保が必要となり、本市の状況に合わせた調査と議論が必要であることを考えます。また文面からは、複式学級自体の見直しを要望されているようにも受け取れ、地域実情に合わせた学校運営に対し、本市の実情に沿うものであるかどうか調査検討を要するものと

考えます。また、交流学級の在籍数としてカウントすることで、多人数での学びが苦手な児童生徒もいることも考えられるとすれば、その配慮や支援はどのような体制になるのか、また、全体的な財源の確保や仕組みを、仕組みをどのようにしていくのかなど慎重な検討の要素は多く、国の推進している動向を注視し、一定の時間を要するものと考えます。よって本陳情は不採択にすべきものであると申し上げ、反対討論といたします。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

討論の前に、私は、継続をして、今の霧島市の教職員の实態、各小中学校の实態、そういうのもちゃんと精査をし調査をしていくということはもちろんのことだと思っております。その意味でも、継続審査をお願いしたいということで述べたわけですが、この採決をするとなりますと、るる一つ一つを検証をし、ここがこうだということはなかなか難しさもありますけれども、全体像として、本陳情は賛成すべきだということで、討論をさせていただきたいと思っております。昨年の3月に成立をいたしました改正義務教育の法律関係では、小学校、学級規模を一律に引上げを行う改定を30人、35人学級を小中学校にも広げるといふ、40年ぶりに改定をされた、これまでの経緯があります。この背景には、コロナ感染症による影響もあって、全国に広がったことも事実でございます。実際、この日本の国内総生産に占める教育予算というのは、この比較可能な世界の35か国の中で比較をしたときに、最下位と言われている現状がございます。教育関係予算は、国の施策とも深く関わることでございますけれども、その問題は、やはり財源をどういふふうにご確保していくのかということが大きな要因だと思っております。今回の陳情内容は、少人数学級をできるだけ早く、中学校また、前文の中でもありますとおり、高校まで広げてほしいといふようなことに象徴をされていると思っております。複式学級の見直しだったり、特別支援学級の子供たちの数の件についても、いずれも、その財源を伴うものでありまして、現場の教員からそういう切々とした思いが反映されていると思っております。このOECDの諸国の比較可能な先ほど申し上げましたとおり、国内総生産GDPに占める割合というのは、日本が2.9%、35か国で最下位であることが経済協力開発機構が2019年に発表した調査結果においても明らかになっております。いかに国の財源を教育に回すかが問われている問題でもありまして、直接には、国の施策に関係するものが往々にしてあるわけですが、地元の自治体から、この自治体から、霧島市から現場の教職員の声だったり、議会からも、このような意見を国へ上げていくといふことは極めて有意なものであるといふふうに思っております。以上のことから、本陳情は採択をすべきといふことを申し述べまして、私の討論といたします。

○委員長（平原志保君）

ほかに御意見ないでしょうか。

〔「なし」といふ声あり〕

それでは、陳情第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名。起立少数と認めます。したがって、陳情第2号は不採択とするべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第3号、義務教育費国庫負担率の堅持をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、自由討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議はないですね。以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。〔「さっきと同じ継続審査をすべきだと思います」との声あり〕前川原委員、継続審査ということですね。それでは、こちらのほうもお諮りしたいと思います。それでは、採決するか、継続審査をするか、起立によって決めたいと思います。採決すべきと考える方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名。起立多数です。よって採決することにします。これより、陳情第3号についての討論に入ります。〔「討論は同じですもんね」との声あり〕そうですね。討論なしと認めます。では採決します。陳情第3号については、採決すべきものと決定することに御異議ありませんか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 0時17分」

「再 開 午後 0時19分」

○委員長（平原志保君）

再開します。これより採決します。陳情第3号について、採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全会一致で陳情第3号は採決すべきものと決定しました。採決された場合のことになりますので、ただいま採決すべきと決まりましたので、陳情第3号については、会議規則第14号、第2項の規定により、6月30日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。陳情書の裏面の、意見書（案）の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所などの御意見はないですか。陳情第3号の裏面を御覧ください。こちらはあちらが書いてきたものなんですけれども、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保をした上で、義務教育費国庫負担制度を堅持することとなっております。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにいたします。文字の調整については、委員長に御一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

提出先については、意見書案では衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣になっていますが、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は、委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。あと、先ほどの陳情第2号にちょっと戻るんですけども、こちらのほうは不採択となっているんですけども、前回もなんんですけども、意見書をこちらの議会のほうから、作りなおして出したりしてるんですね。今回も、執行部のほうの説明を受けた形では、1項目、2項目などは、やはり国の施策として必要であるとか、更なる拡充は必要であるという言葉が出ていますけれども、また、3点目、4点目、5点目に関しては、意見がちょっと分かれたところであって、今回この陳情が通らなかった部分も、そこに含まれているのかなというふうに感じるんですけども、この扱いは、不採択でそのまま出すわけですけども、どうでしょうか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 0時24分」

「再 開 午後 0時27分」

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

では再開します。それでは陳情第2号、第3号が終わりましたので、最後、委員長報告に付け加える点の確認です。何か御意見ありますでしょうか。

○副委員（山口仁美君）

先ほどの陳情第2号についてなんですけれども、賛成できる部分も多々ありましたので、この部分はただ不採択にしたわけではないということで、どの部分が賛成できるものなのかといったところも含めて、委員会のほうで再度調査をかけていくというようなことをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見ありませんか。今のことを、所管事務調査としてやっていくならば――。それでは調査項目は、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして出させていただきますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにします。よろしく申し上げます。閉会中の所管事務調査については終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

その他として、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで、文教厚生常任会を閉会します。

「閉 会 午後 0時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保